

令和5年2月定例会会議録

令和5年豊郷町議会2月定例会は、令和5年3月1日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	今 村 恵美子
11 番	河 合 勇

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	清 水 純一郎
企 画 振 興 課 長	山 田 篤 史
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	西 山 喜代史
住 民 生 活 課 長	辰 見 栄 子
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長 兼 上 下 水 道 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝
教 育 次 長	小 西 直 美

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	森 本 智 宏
書	記 神 辺 功

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

河合議長

皆さんおはようございます。2月定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は10名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、10番今村恵美子議員、2番辻本勇議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は率直にして明確にお願いいたします。また、質問者は、会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをお願いいたします。

なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外の許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくをお願いいたします。また、質問時間は1人30分ですので、議員の皆さんは、ご協力をよろしくをお願いいたします。

それでは、西澤清正君の質問を許します。

西澤清正議員

議長。

河合議長

西澤清正議員。

西澤清正議員

皆さん、おはようございます。それでは質問をさせていただきます。

町長にお願い申し上げます。質問事項、河川の浚渫と作業の安全確保についてということで、みな川の浚渫については、これまで何度となくお願いをしてきましたが、予算が毎年少なく、実施ができないということで今日に至っております。そこで、町内河川の状況をどのように把握し、今後の対応をどのように進めようとされているのか答弁を求めます。

みな川の状況については、3町のみな川クリーン作戦が、コロナ禍のため3年ほど実施をされていませんが、県職員の参加されたときに状況を見て、分かっていると思いますが、今後、河川愛護を努めていく上で、浚渫を実施していく必要があると思いますが、どのように考えられますか。岩倉川は定期的に浚渫が実施されているようですので、みな川についても定期的に実施されるよう、県に強く要請して実現していく課題だと考えている、どうでしょうか。答弁を求めます。また、雨降野区及び保全農家へのメンバーがボランティアでゴミ拾いや空き缶、粗大ごみの除去作業を年4回程度実施しておりますが、みな川に降りる階段

の設置箇所が少ないため、作業も大変であり、危険な状況にありますので、このことから、安全に作業が行えるように、新たに階段設置箇所を増やすことはできないものか、県に対応が難しいのであれば、町での設置はどうか答弁を求めます。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 おはようございます。それでは、西澤議員の河川の浚渫と作業の安全確保についてのご質問についてお答えいたします。

まず、岩倉川の浚渫から説明します。まだ記憶に新しいですが、令和3年8月14日に岩倉川が氾濫危険水域に達し、避難指示を出しました。その関係で、吉田から目加田までの浚渫を、引き続き実施していただいております。

みな川については、私が数年前の地域整備課時代、県の河川管理課長と地元区長、役員その他、関係者で何度も立ち合いを行いました。その場でもみな川以上に土砂が堆積し、優先順位から見ていくと、みな川は優先度が低いと判断されています。みな川の中でも、雨降野区間のみな川は、地域の方々の協力によって景観が保たれています。令和2年度には雨降野区において、河川愛護事業の川ざらい事業を活用し、堆砂をならしていただきました。また、県下の河川の中には8割以上の土砂が堆積し、浚渫が急務なところもあるようです。しかしながら、地元が困っている以上は、私どもも見過ごせませんので、湖東土木事務所には要望を続けていきます。

あと、みな川への降り口の設置についてですが、まず、雨降野区及び保全の会のメンバーがボランティアでみな川の清掃を実施していただき、まことにありがとうございます。今、上下水道課では県道の中山道での雨水対策が未実施であったため、県ではなく町が工事を実施し、問題を解消した事案がございます。しかしながら、現在その側溝でけがをされた方がおられ、豊郷町に損害賠償をされています。やはり、今後遺恨を残さないためにも管理者が実施すべきと考えております。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

西澤清正議員 議長。

河合議長 西澤清正議員。

西澤清正議員 今、聞きますと、岩倉川が定期的には氾濫が特にあるということで、危険とい

うことで分かりますけど、みな川も今、何年か前にここをしていただいた、ただ、していただいたのは浚渫と違って、極端に言うところだと流したという程度ですので、今、現況を見ていただきますと、水位のところから50センチほどかさが上がっていますので、それを何とかしていただいて。

それと今、階段につきましては今2か所ほど、現在敷設はしていただいていますけど、このボランティアはいろいろ、若い方と違って、年寄りが多く、高齢者がやっておりますので、特に降りるとき護岸ブロックに、滑って、わりと落ちて、怪我はないんですが、そういうようなことで、特に安全に気をつけてやって、特に今の、階段を何とか反対側でも要望していただき、それと今、みな川は字に対して一遍、町内、区から委託をされまして、した事実あります。ただ、こういうことがまた、郡が違うので、なかなかできんと思えますが、そういうようなことも何とか要望していただけるか、ちょっとその点もお伺いしたいと思えます。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 西澤議員の再質問にお答えいたします。

まず、土砂の排出につきましては、県の方も土砂の排出の、捨てる場所が今ないという現状で、これは前からお伝えさせてもらっていますけども、浚渫の場合は基本、全部ならしとなっております。あと、階段の設置を県に要望してくださいということですので、また、地元の方に要望箇所、どこに付けてほしいか、また協議しまして、県の方に持っていきます。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

西澤清正議員 はい。

河合議長 西澤清正議員。

西澤清正議員 今の、予算がないというのは、確かにそれは分かるんですが、できるだけ今の、字の人が、皆さんボランティアで頑張ってくださいますので、できましたら今の安全対策は特にお願いしたいなと思えますので、もう一度答弁をお願い申し上げます。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 西澤議員の再々質問にお答えいたします。

最後に安全対策を実施してほしいということでしたけども、数年前、私が地域整備課時代のときに、散歩されている方が河川に落ちて、県の土木事務所の河川課の方に、ガードレールなり、何か付けてほしいという要望をずっとさせていただきましたが、なかなか、道路幅が狭いというのと、あそこにガードレールをつけるのが、法面の関係でなかなか難しいということでしたので、地元の方でロープを張ってもらったことがあります。なので、なかなか県も実情が分かってる中で安全対策が取れないので、地元でやってほしいということを当時おっしゃられました。なのでそこら辺も、ガードレールを設置するのは難しいかもわからないんですけど、例えば反射板とか、そういう、通行を妨げない、妨げがないものとかであれば、協議次第ではいけるのではないかと思いますので、また地元と話し合いながら進めたいと思います。

河合議長 次に、鈴木勉市君の質問を許します。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、一般質問をさせていただきます。まず、新年度の国保税がどうなったのかを問います。

1 2月議会で、新年度の国保税の引き下げを求めましたが、新年度の国保税がどうなったのか、明らかにしていただきたい。

2点目、空き家対策について問います。昨年、空き家調査が行われましたが、字別にその結果を明らかにしていただきたいと思います。

2点目、9月、12月議会で、一部町有地になっている空き家への対応を求めましたが、引き続き検討をしたいという趣旨の答弁でした。具体的にどのような検討をされ、どのような方向になったのか明らかにしていただきたいと思います。

3点目、里道について問います。里道は、道路法の適用のない法定外公共物の道路で、公道のみが該当し、私道は該当しませんが、本町にどれだけの里道があるのか明らかにしていただきたいと思います。

2点目、今年度、豊郷町道路工事等受益者負担規定を適用した工事があったのかどうか明らかにしていただきたい。

4点目、大型ごみ処理施設について問います。新しいごみ処理施設が、大型の焼却方式からトンネルコンポスト、発酵方式への検討が始まり、広域行政組合の管理者の皆さんが、今年の8月21日に三豊市に視察に行かれたとお聞きをしていますが、どのような感想といたしますか、メリット、課題も含めてお持ちにな

られたのか明らかにしていただきたいと思います。

5点目、物価高に対して町独自の補助を求めます。私たちの身の回りの生活必需品の値上がりが止まりません。さらに電気代、ガス代の大幅な値上げなどが町民の生活を直撃しています。そこで、物価高から町民の生活と暮らしを守るために、町独自の対策として、これは例えばですが、各世帯への1万円の補助を実施することを求めます。

最後に、野良猫保護に対する検討を求めます。

最近、野良猫が増えていますが、野良猫を保護し、去勢するとかなりの費用がかかるので、何か対策がないのだろうかという声がありますので、その検討をお願いしたいと思います。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木勉市議員の、新年度の国保税はどうなったのかのご質問にお答えいたします。

昨日、2月28日に上程しております議第20号豊郷町国民健康保険事業特別会計予算の補足説明の際に申し上げたとおり、来年度の国民健康保険税については、現下の経済情勢を考慮し、標準保険料と現行税率との差分については、国民健康保険運用基金を活用して据え置きとしたところです。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 鈴木議員の、空き家対策を問うのご質問にお答えいたします。

①の空き家調査の結果につきましては、石畑が7軒、四十九院が9軒、安食西が7軒、安食南が3軒、三ツ池が24軒、大町が10軒、高野瀬が15軒、沢が3軒、下枝0軒、上枝9軒、吉田30軒、雨降野6軒、八町3軒、八目0軒、杉2軒、日栄4軒で、合計132軒でありました。

②の、一部町有地になっている空き家への対応について、具体的な検討内容と方向性についてですが、方向性を決めるためにも過去の経緯などを調べていると、なかなかすぐに解決できる問題ではないと認識しております。今後は、町の顧問弁護士とも相談し、町としてどのようなことができるか、さらに詰めてまいりたいと思います。

以上です。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 鈴木議員の、里道について問うにお答えいたします。

現在の里道の数について、平成17年3月31日に、国有財産特別措置法により、里道・水路1,822筆、有地番560筆が、また、同法の道路法第90条第2項、これは町道敷に里道が含まれている場合、無償で帰属するにより1,514筆、有地番は663筆、豊郷町の管理となりました。合計しますと、里道・水路は3,336筆、里道・水路で有地番は1,223筆の4,559筆を管理しております。

②の、今年度、豊郷町道路など、工事受益負担規定を適用した工事件数は6件で、うち里道は4件、水路は2件です。

以上です。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 それでは、8番鈴木議員さんの、大型ごみ処理施設についてを問うにお答えいたします。

昨年8月8日に、管理者、副管理者が視察をさせていただいて、私の感想と、また、それぞれの感想を言われておりましたので、それをまとめて、ちょっと報告させていただきたいなど。

新ごみ処理施設の処理方法として検討しているトンネルコンポスト方式でございしますが、現時点で想定されるメリットとしては、ごみを焼却しないため二酸化炭素の排出が抑制でき、精製した固形燃料は化石燃料の代替として利用できるということでございます。課題としては、処理工程の機械化、自動化、排出される処理不適合物、三豊市ですと年間1万1,000トンで500トンほどの不適合物が出ます。それを、今の1市4町で計算しますと、年間1,800トンが出ます。その処分方法、そしてまた、ごみ処理後の固形燃料の引き取り先の安定的な確保や、発酵に際し臭気への対策が考えられます。また、処理施設の規模においてもかなり広大な土地が必要であると聞いております。その他には、家庭の粗大ごみや災害ゴミの対応、処理方法と、どういう施設にするのか、これも焼却方式にない方法を使うのかどうか、それも今、コンサルの方では検討されているようですが、それがどうなるのかということが必要になってくると思いますのと、実際に今まで私、ごみ処理施設を4か所か5か所、視察に行ったことがあるんですけども、平成29年から約5年間ですか、ここ、ただ投入口はものすごくき

れいで臭気がしてないというのが異常に感じました。普通は、やはり生ごみですから、濡れたり、そして汚れているのが当たり前ですけれども、それが無いというのは少し、ましてや真夏に行ったので臭いがすると思うんですが、その施設をマイナスに保っているんで、それで臭いはしないというのはありますけれども、そういう施設で、前、東京へ行ったときには施設全体をマイナスに保ってても、入り口近くに行ったら臭いがしておりましたので、ちょっとそれは、私の感じたことであります。

以上でございます。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の、物価高に対する町独自の補助をについてのご質問にお答えをさせていただきます。

物価高に対する町施策として、在宅の65歳以上の方がいらっしゃる世帯には申請をいただきまして、冷暖房等の助成として8,000円を助成させていただきました。また、6月議会で補正予算を上程し、議員の皆様にも早々にご議決をいただきまして、他の市町では例を見ない、1世帯につき3万円分の商品券をいち早く配布させていただきました。また、町内の医療機関や介護・障害の事業所へも支援をさせていただいたところです。今後の施策につきましては、国等の動向を注視し、対応してまいります。ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 おはようございます。それでは、鈴木議員の野良猫保護に対する検討をのご質問についてお答えいたします。

野良猫については、地域内での繁殖を防ぐために、えさをやらない、えさをやるのであれば最後まで責任を持って飼っていただくといった、まずは住民の方に、生活をする上でのルールを守っていただく必要があると考えております。また、飼い猫とそうではない猫との区別がつきにくいこともあり、保護や去勢に関しても慎重に対応しなければならないと考えております。去勢手術における補助につきましては、無料で不妊手術を行っている法人があるようでございますので、内容等を確認しまして、当町においても対応が可能かどうか確認し、可能であれば対応していきたいと考えております。

以上でございます。

河合議長 再質問をどうぞ。

鈴木議員 それでは、まず国保ですが、先ほど現下の情勢を見て新年度は据え置きという回答をいただきました。12月議会では引き下げを求めていますでしたが、そのときの回答が、県内保険料統一を見据えて、一定引き上げざるを得ないという趣旨の答弁でしたので、若干、どうなるか心配をいたしておったところですが、町民から見れば引き上げにならなかったのは、それはそれで一定の評価がされるのかと思います。引き続き国保料の引き下げを求めています。1点だけ。

これまでも求めてまいりましたが、具体的な引き下げの1つとして、従来から求めている、ぜひ子ども割の均等割の廃止について検討をお願いしたいと思うんですが、回答をお願いいたします。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

今後の引き下げをということでしたけれども、今回の据え置きにつきまして、予算ベースにはなるんですけども3,173万5,000円、現有基金を取り崩します。これが基金残高のおおむね4割強というふうになっております。厚生労働省におきましても、今後、保険料水準統一加速化プランを策定して、保険料水準の統一を今まで以上に加速させるというふうにも聞いております。ここを踏まえると、当然、現時点で据え置きましたので、今、県の標準保険料と豊郷町の標準保険料、おおむね1万9,000円ぐらい差があります。これがだんだん、毎年保険料率は上がっていきますし、その差分を引き下げてい続けると、最終的に統一せざるを得ない段階、基金がなくなれば当然統一の方になるんですけども、その段階で、1人当たり数万円一気に引き上げなあかんという羽目になりかねませんので、今後、今年度については、現在の経済状況がかなり厳しいというので据え置きの方をさせていただきましたけども、来年度以降については、若干ですけれども、皆さんにご負担をいただきながら、安定的な制度運営に向けて、引き上げの方は随時検討していく必要があるかなと、現時点では考えております。

子どもの均等割の軽減、独自軽減につきましても、これも以前お答えさせてもらっていますとおり、基本的には現行の軽減につきましては法定事項ということで、上乘せ・横出しは認められないという国の見解の方もございますし、減免につきましては、それぞれの税の負担能力、担税力に応じて決定するべきものですので、画一的な減免基準を設けるのは適当ではないという、国の方の見解も出

ておりますので、ここを踏まえると、独自の軽減はちょっと難しいかなというふうに現時点では考えておりますので、ご理解の方をよろしくお願いします。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

鈴木議員 いや、次行きます。

河合議長 次に行ってください。

鈴木議員 空き家の問題ですが、先ほど回答をいただきました。各字で空き家がないのが下枝と八目でしたか、あと、それ以外では皆空きがあるということですが。この問題ですが、町民の方から、特定空家になると解体の補助金が出るということで、町の方に、私の持っている空き家が特定空家にならないかをご相談したんですが、豊郷では特定空家に指定した物件がまだないということで断られたという話がありまして、もうその方は自分で解体を終えられているんですが、議論したいのは、空き家の解体補助金は、まず対象が特定空家だけではないということです。国の空き家対策総合支援事業では、特定空家だけではなく、住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅の除却も、この解体補助金の対象になっていますよね。お伺いしますが、まず、豊郷町空き家除却支援事業補助金交付要綱の第2条に規定されている特定空家、不良住宅は、先ほど回答があったこの空き家の中で一体何軒ぐらい分けてありますか。まず、きちっと現状を知ることが必要だと思うんです。町の要綱に規定されている1、特定空家、不良住宅というのは、国の要綱の第1条にある住宅市街地総合整備事業制度要綱の中の、空き家対策総合支援事業実施の第6条、6条じゃなかった6項だったかな、の「ロ」に、特定空家等、またはこれに準ずる空き家等、「等」なんです。これを特定空家という。そこでは、国の要綱では具体的な例が、B、Cと細かく列記されていますよね、私、読みました。つまり特定空家には、国の支援要項を適用すると、そこに列記されているB、Cも含めて特定空家になるんです。この観点から見て、先ほど回答のあった中で、まず、これに当てはまる特定空家はどれだけありますか。

2点目、さらに不良住宅では、住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅については、平成23年、ここに資料がありますが、12月、国土交通省住宅環境整備室から、住宅の不良度判定の手引案というのが出ています。この不良住宅の判定基準で、評点が100点以上のものが不良住宅になると規定されているんですね。ここにその評点を持ってまいりましたが、ご相談があった方と、この評点を上げてチェックを入れてみたんです、2人で。そうすると、ご相談のあった方は、評点100点を超えました。つまり不良住宅になるんです。不良住宅になれば解体補助金が出るんです。そういう作業をする必要があるんじ

やないかということをお願いしたいんです。

ちなみに、この住宅改良法第2条第4項というのは、今、課題になっています。改良住宅を建設するために、当時の不良住宅をどう評点するかということで活用されたのが、この住宅地区改良法第20、第2条第4項で、これがほぼ対象地区の、評点が100点以上あったので改良事業が進められたという経過がありますね。まず、この特定空家等不良住宅の評点、これ、何軒あるのか把握されているのか、お答えをお願いします。

3点目です。そこで、これらの要綱を活用して、空き家の解決に向けて、今、全国の自治体で、空き家問題は大きな課題になっていますから、さまざまな補助金制度が作られています。調べてみたんですが、例えば東大阪ではこう書かれているんですね。周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている、いいですか、不良住宅または特定空家に該当する危険な空き家を解体する方に対して費用の一部を補助すると。特定空家が先じゃないんですよ。それは明らかに不良住宅の方が多いですから、まず不良住宅、または特定空家となります。ここが非常に、この制度の肝なんです。

ところがこの空き家対策総合支援事業、これをお持ちだと思うんですが、これを見ると、政府は空き家特措法を積極的に活用して、空き家、不良住宅の除却、空き家の活用関連事業など、総合的な空き家対策に取り組む市町村に対して支援を行うと書いてあるんです。ところがこれは限度があるんです。令和7年度までとされているんです。これ、早急に取り組む必要がある。そのために、先ほどいったような現状をきっちり把握する必要があるんじゃないかと思ったんですが、ぜひ、この令和7年度まで、せつかくこういう国の制度があるわけですから、急いでこの制度を創設することを早急に検討することを求めますが、解答をお願いいたします。

それから、一部町有地の問題ですが、これは回答が変わらないんですよ、この間、9月も12月も。先ほどの回答も、手がつけれないと、率直に言えば。それはないと思いますね。では、具体的にお聞きしますが、不明な点は何なんですか。2つ目は、その不明な点を明らかにするためにどういう作業をされたのですか。3点目は、その作業を行った結果、何が明らかになって、今何が課題になっているのですか。もう一度言います。非常に難しい問題だとずっとおっしゃられるから、では、何が障害になっているのか、それを明らかにするためにどのような作業をされたのか。そして今何が課題になっているのか、その点をまず明らかにしてください。

企画振興課長 議長。

河合議長 山田企画振興課長。

企画振興課長 鈴木委員の再質問にお答えいたします。

まず、今回の調査によって特定空家と認められるものが何軒あるのかというご質問ですが、今回調査した中で、隣接家屋に影響を与える可能性のある家屋が何軒あるかという質問、アンケートをさせていただいた中で、集落から出た件数が12軒ありました。ただ、これが特定空家として認定できるかどうかというのはまた別で、私が見る、この特定空家というのがどういうものをいうかという中で、そのまま放置すれば、倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、また、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他、周辺的生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態にあると認められる空き家が特定空家と認定されるものと認識しております。

今回、12軒の隣接空き家に影響を与える可能性がある空き家について、どの家屋になっているか、ちょっと調べさせてもらったんですけども、その中では特定空家と、この特定空家に認められるものはなかったと思っております。また、ご質問の特定空家と不良住宅の明確化というか、分けて考える必要があるということなんですけども、この制度要綱の、第25条の第6項第1号の「ハ」にあります不良住宅というものはどういうものかということ、先ほど議員もおっしゃったように、住宅地区改良法の第2条第4項に規定する不良住宅を言うというふうになっております。ですので、先ほどおっしゃられました改良住宅の認定をするときに、この基準で認定をされた住宅が不良住宅と認められるということなんですけども、ですのでこの当時、住宅地区改良事業によって、不良住宅と認められたものと、今現在の特定空家と認定されるものとの違いということ、ほとんど、特定空家というものとよく似た状況のものが、特定空家、また不良住宅というものやと思っておりますので、今回、言ってくれはる不良住宅の認定基準で100点以上の点数が出るおそれがあるかもわからんということなんですけども、その点につきましては、また住宅地区改良法に照らし合わせた判断によると思いますので、またちょっと、私どもで、特定空家とはちょっと認識が違いますので、どう言うんですか、またそこは、今後、まだ住宅地区改良事業というのが存在しているのかどうかを確認して判断していきたいと思っております。

あと、補助金の制定についてなんですけども、これにつきましても、今、空き家対策協議会の中で協議している中でも、今、豊郷の中で問題になっているのが、所有者がはっきり確定できていない物件に対して、対策を申し出るところがないというか、相続なりがはっきりしていないために対策ができないという問題

がたくさんありますので、まずは、相続をはっきりさせるという作業を行うために、そのための補助金を今後制定しようというふうに考えておりますので、今おっしゃられた、令和7年までの制度設計については、また空き家対策協議会の中で協議してまいりたいと思っております。

また、②のご質問の不明な問題点、なぜそれが、あと、どういう作業をしたか、そして何が課題になっているかという点についてなんですけども、まず問題点として、この、一部町有地になっている空き家については、昭和53年当時に元所有者から豊郷町に売買がされて所有権が移転されています。そしてこの方の所有権移転がされたんですけども、土地も建物も同じ所有者であったにもかかわらず、土地しか所有権が移転されていないというところに大変疑問点がありますのと、また、作業というふうにおっしゃられましたが、元所有者の関係者の人に、その当時の事業の経過などを聞き取りをした結果ですけども、既に立ち退きの話が進んでいたという証言がございました。そういった中で何が課題となっているかということなんですけども、特定空家として認定して、行政代執行なりをすることになった場合に、行政代執行にかかった費用というのは、本人さんから徴収する必要があると思うんですけども、今回、もし行政代執行なりを進める中で、徴収できる担保が何もないというところがありますので、ちょっと、行政代執行などについては、今後難しい点があるというのが課題となっております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

鈴木議員 議長。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 回答になってないんですよね。住宅地区改良事業法というのは今も生きていますよ。今の課長の答弁やと、生きてるかといったら、まだ現在進行中かどうかこれから確認してからって。そんなことを、今時分言ったら、仕事進みませんよ。ほんなら何で、この国の、この中に住宅地区改良事業が規定されて、そんなのはだから、そのペースは駄目だということを今日質問してるわけでしょ。ここまで調べて質問してるんですよ。要するに、空き家対策、これ、国は支援制度をつくっているというんです。今やれば補助制度も、補助が国から出るんです。何でやらないんですか。早急にこれを検討して、創設に向けて検討すべきじゃないか。空き家対策何とかでやってたら、それは令和7年度終わってしまいますよ。令和7年度が終わったら全部町負担になりますよ。そんなことでいいのかということをお願いする。せつかく、もう一度言いますよ、7年度まであるんだから、早急に検討をするべきじゃないかということを質問したんです。それに対して

は答えがない。もう一度はっきり言うておきます。検討しますか、どうですか。

もう1つは、一部町有地の問題、それはいろいろありますけどね、これも、じゃあ、分かりました。いつまでに具体的な、もう議論しても進みませんから、いつまでに具体的な対応をされるのか、いつまでに回答するのか、その点だけ明確にしてください。

河合議長 山田企画振興課長。課長、これって補助金10分の10出るんけ、これ。

企画振興課長 いや、50万円までです。5分の4。

鈴木議員の再々質問にお答えします。空き家除却の補助金というのは、もう既に創設されております。ですので、今言うてくれはる国の補助を使って、今後検討するんですけども、まずは、町の空き家対策除却補助金の方を活用していただきたいと思っております。

また、②の方の一部町有地になっている空き家対策をいつまでに実施するかということなんですけども、初めに答弁で申し上げたとおり、町の顧問弁護士とも、こういう案件について、どういうふうなことが町としてできるかいうのを、相談して決めてまいりたいと思っておりますので、明確にいつまでということとはちょっと申し上げることができませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

河合議長 次の質問へ行ってください。

鈴木議員 次行きます。

里道ですが、先ほど、こんなにたくさんあるのかなというふうに思いました。里道は公図の上では赤色で描かれるということから、赤線とか青線とかいうふうに呼ばれているんですが、先ほど回答がありましたように、様々な手続が煩雑になるということで、2000年に施行された地方分権法に基づいて、2005年でしたか、平成17年の3月までに、各自治体、市町村から譲渡の申請があった里道は、機能している道路として所有権が市町村に無償移譲された。本町でそういう里道があったのかどうか、もし分かっていたら、ちょっと教えてほしいんですが、なおかつ、それで申請のなかった道路は、つまり道路として機能していない里道ということで、一括で用途廃止がされて、管理が今は財務省に変わっているんですね、財務省に変わったと。そういう里道が、先ほどの回答で3,000とか4,000とか、すごい数の里道があるということでした。

道路として機能していないというのが建前なので、実質的な維持管理は、国とか自治体が行わずに、周辺の住民任せになってきたというのが大まかな経過ですね、里道については。そこで里道を改良、舗装などの受益負担を定めているのが、この豊郷町道路工事等受益負担規定ですね、それによると、例えば第2条で

は、受益負担金は、道路等に関する工事により、利益を受ける区に賦課すると、区に賦課すると、かけると、こういうふうに規定されてしまっているんですね。今の現状の規定はそうなんです。

先ほど、昨年6件、この里道の改修工事が行われた、6件でしたか、ありましたけども、例えば、そのうちの下枝地域でも行われていますが、ここもこの区が今のところない。この規定をそのまま厳密に適用してしまうと非常に厳しい状況になると思うんです。しかし現実には改修が必要になるわけですから、やはりこの際、そういう規定が実態に見合うように、見直しをしていった方がいいのではないかというふうに思うんです。先日の全員協議会で提出された資料を見ても、新年度も沢や上枝地域で里道の整備工事が予定をされているという資料をいただきましたけども、そんなこともあわせて、この規定の見直しと、それからこの際、地元の負担割合、当初は3割だったのが今は10%と15%でしたか、2つに区分されていますが、この際、地元の負担割合も含めて見直しをしてはどうかということをおもうんですが、いかがでしょうか。

地域整備・

上下水道課長 議長。

河合議長 山田地域整備課長。

地域整備・

上下水道課長 鈴木委員の再質問にお答えいたします。

豊郷町道路等工事受益者負担規定の第2条の区に賦課するというのは、議員のおっしゃるとおりですので、今の、いろんな自治体の形態がありますので、そこにも賦課できるように表現を改めていきたいと思います。

あと、負担率の話なんですけども、負担率につきましては、平成28年度までは35%、水路は10%、28年度は25%、現在は15%と水路が10%になっております。水路の方につきましては、ずっと10%のままなんです。道路の舗装をする工事よりも、水路の方が格段に割高です。なので、各字、生活道路で里道のところに水路がないところ、たくさんあって、各字、水路を入れたいんですけども、水路工事になるとなかなか割高なので、実際ちゅうちょしている字が多いです。なので、この負担率を下げる検討をしていかなければならないかなと思うことと、道路につきましては、延長が長くて、舗装をすると結構な額になったりしますので、それも下げる方向で検討はしていきたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

鈴木議員 いえ、次行きます。

河合議長 次行ってください。

鈴木議員 ごみ問題について再質問させていただきます。先ほどは丁寧に感想をお聞かせいただいております。ありがとうございます。

過日、荒神山を守る会の皆さんが、広域行政組合の新しい事務局長さんからになって、初めて要望、懇談の場をもたれました。私もそのときに同席をさせていただきましたが、定例議会でも回答されていましたが、トンネルコンポスト方式への転向の可能性もあるというので下図に書いたんじゃないかという、事務局長さんのお話でした。そのときに、トンネルコンポスト検討についてのコンサル担当との契約は令和5年の3月になるということでしたから、普通に考えれば、基本的には来年の3月までには一定の方向性が出されるのかなというのは、感想を持ったわけです。

それから、1月には豊橋にありますバイオマスセンターに有志の皆さんと視察行ってまいりましたし、それから22日に開かれました広域行政組合の定例議会も傍聴させていただいて、非常に熱心なといいますか、議論がされて、トンネルコンポスト方式への転換、どうするかということで、先ほど町長から答弁ありました利点や課題などについても認識を新たにさせていただきました。ただ、そこでやっぱり、トンネルコンポスト方式、初めて聞いたような名前ですが、これは日本語で言うと好気性発酵乾燥方式というらしいです。「好気」は好む気、好きな気で、好気性発酵乾燥方式、こう言うらしいですが、これまで進められてきた焼却方式との検討を私なりにいたしました。これまでの計画で、大きな課題というか、問題になってきたのは、1つは彦根市、特に彦根市ですから、まだ危機的な財政状況がどうかということと、気候変動対策についての対応だったと思います。

先ほど、町長さんからの感想にもありましたが、トンネルコンポスト方式の特徴というのは、複雑な設備が要りませんので、初期投資費用が非常に安価であると。簡易な構造で巨額な整備費用が要らない、ランニングコストのみになると。建設費用を比べると、焼却方式では現在で290億、これには道路建設費とかは入っていませんので、非常に有効であると。

一方、トンネルコンポスト方式では、これは16億円でできると、ランニングコストについては、トンネルコンポスト方式ですと、1年間で大方2億5,000万円、焼却方式の方は、ランニングコストは不明になっています。豊橋のバイオマスセンターでも建設費は61億で、全部建設が終わっても148億で、豊橋は非常に大きいですから、三豊市の方は小さいですけど、豊橋はほぼできる、これぐらいでやっぱりできていると。こういうふうに見ますと、どちらの負担が少な

いかは、財政的な問題懸念は一目瞭然であると思いますし、気候問題では、先ほども町長さんの感想ありましたが、このトンネルコンポスト方式は17日間かけて発酵、乾燥をさせるそうです、17日間かけて。ですからCO₂、二酸化炭素の排出が抑制されますし、ダイオキシンが発生しないと、これもご感想にありましたが、生もの、生物を脱臭しますので、臭いが抑制されると、こういう特徴があると。一方、これまでの方式では、処理をした後に二酸化炭素や窒素酸化物が含まれて、温室効果削減はほぼないと。

以上の点からいうと、財政問題や気候変動問題の2つの側面から比較すると、どちらが住民の立場に立ったものかは明らかです。ただ、それに昨日の質疑の中でも温室効果ガス削減に向けて効果的な対策を検討していただいていると答弁がありましたが、まさにそういう発酵方式は、それに合致する方法ではないかと考えます。先ほどの感想にもありましたが、定例議会でも議論をされていた敷地の問題や、いろいろな、さまざまな固形燃料の利用先をどうするかという課題はありますが、この際思い切って、そういう発酵方式への舵を切るべきだと私は思いますが、豊橋のバイオマス利活用センター方式も参考にしながら、町長におかれてはぜひ、その立場で臨んでいただきたいと思います。もう一度感想をお願いしておきます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再々質問にお答えします。

阿波市と2町で、要するに1市2町でやっておられて、このトンネルコンポスト方式でやるということですが、あの場でもありましたように、当初は数十億円でできるやろうと言ったのが、実際はそれの倍かかるといって、市長が責任取って辞任された、体調不良となっておりますけども。なかなか、どう言うのか、安くかかるかかからないかは、これは今調査中ですから、その数字が出てきたら判断できると思いますけれども、特にいろいろ、簡略に言いますと燃やすかといって、こちら、プラスチックごみは最後は燃やしているんですから、それは多いか少ないかだけで、それぞれがやはり炭酸ガスの減量には役に立っているということ。ただ、おっしゃったように、最終的には、町民の皆さん方の負担が少なく、環境のよい方にハンドルを切るということですから、ただ、これも70億から80億、もし100億となりましたら三点何倍になりますから、そうすると、これをするのでも300億からかかるわけになります。これもまた、運搬の道路網の整備も要りますから、総合的な、やはり判断が出てきたときに、最終はおっしゃったように、住民さんの負担が少なく、環境にいいものをやっ

ていくのが、今の時代に判断するのは当然だと思いますので、ぜひともまた、ご協力をお願いいたしたいと思います。

河合議長 再々質問はありますか。

鈴木議員 結構です。

河合議長 次行ってください。

鈴木議員 物価高の問題ですが、先ほど保健福祉課長から答弁があったので若干びっくりしたんですが、総務課長から基本的な回答があるのかなと思っておりましてので、申し訳ないです。

るる、65歳以上の対応とか冷暖房費の問題とか、障がい者に対するいろいろご説明をいただきました。申し上げたいのは、報道によりますと、今の物価高は41年ぶりやという報道があります。私、幾つするときだったかなと考えるんですが、この異常な物価高に、今の岸田政権、国民の生活と暮らしと守る有効な手立てが出てきません。何とかしてほしいというふうには思うんですが、岸田さんの聞く耳はどちらを向いているのかなと最近思うところですが。例えば、私はときどき買い物難民の方の買い物に付き合っているんです。1か月に一度くらいなんです。これまでは、例えば1時間程度で大体買い物が終わっていたんですが、最近はその時間が大幅にかかるんですよ。何でか言いますと、最近ですと、例えばおうどん1つでも見比べて、どちらが安いのか、それはもう非常に深刻な、だから1つ1つの品物を買うのでもそうなんです。だから、今まで1時間で終わっていたのが、大幅に時間が超過している。それぐらいやっぱ、私たちの生活が厳しい、私はこういう時期にこそ、やはり国が何もしなければ、地方自治体の役割が大きい、今こそその力を発揮して、何らかの町民の厳しい暮らしを軽減する施策の実行を求めたいと思うんです。先ほどいろいろありましたが、先ほど福祉関係のだけだったんですけど、調べてみると、例えばこんなところがあるんです。中小企業に対する電気値上がり分を半額補助をしているところがある。それから農業施設の電気料金の一部補助がある。新年度で農業者に対する新しい支援事業ができます。これもひょっとしたら、この範疇になるかもしれません。水道料金も今までありましたが、私が申し上げたいのは、先ほどは保健福祉課長からの回答でしたが、例えばとして1万円の交渉をしましたが、もっと高齢者への手当を考えると、先ほどあった灯油と暖房費、去年5,000円から8,000円に拡充されましたが、例えばこの物価高に対して、今年度はこれを大幅に引き上げていただけたらとか、いろんなことが考えられると思うんです。ここで申し上げたいのは、要するに知恵を出して、何らかの物価高に対する手当を実施をするということ、保健福祉課だけではなく、町全体で、職員の皆さ

んでアイデアを出して、町民の生活と暮らしを守る、そういう物価高に対する手当を検討すべきじゃないかと思うんですが、これ、申し訳ないですが、総務課長から回答をお願いしたいと思います。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えをしたいと思います。議員ご提案いただきましたいろいろについてでございますが、私も、一住民として電気代が上がっているというのは実感をしております。ただ、先ほども保健福祉課長が申し上げましたとおり、各世帯に3万円のクーポン券を配布する等で手だてをさせていただいております。また、農業の関係では燃油高騰対策の補助等も今年度はさせていただいたりもしております。

昨今の発電の種類によって、いろいろ発電コストがかかってきているということは当然承知しておりますし、その辺については、国の方でも手だてをされるのではないかというふうに考えております。また、町独自に知恵を絞ってということでもございましたけれども、昨日の当初予算の提案の際にも、町の起債が増えている、基金が減っているというご指摘もいただいておりますとおり、町としましても、苦しい中で知恵を絞っているのが現状でございますので、今後また、国の方等から何らかの手だてがあったり、また、今年度締めまして、どれぐらいの余力が出るかというようなことも勘案しながら考えてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

河合議長 再々質問はありますか。

鈴木議員 結構です。

河合議長 次どうぞ。

鈴木議員 最後の問題ですが、一部の地域で最近、野良猫が増えているそうですね。先ほど回答がありましたように、えさをやらないでくださいと言いながら、えさをやっている方がおられて、その周辺の住民の方がお困りになっているというお話は聞いているんですが、これは役場に連絡をしてね、保護をしてもらおうと殺処分になってしまうじゃないですか、基本的にね。それはかわいそうやということで、その方は、今は7匹猫を保護されたんだそうです。これも先ほど回答がありました。が、繁殖をさせないということで去勢に持っていくと、メス猫だと2万5,000円以上かかるとお聞きをしまして、ですから、確かに野良猫と家で飼っている猫の区別は難しいかもしれませんが、先ほど、昨日の夜かな、この方からお電話がありまして、幸い、去勢については、先ほど課長から答弁のありましたところも含めて、安価でできる場所が見つかりそうなのでというお話

もあって、それからこの前BBCで報道されていきました。県内で、何かそういう野良猫のセンター、NGOかNPOか、何か忘れましたが、そういうところが中心になって、野良猫の保護を、去勢も含めてやっていこうという、NPOかNGOができたという報道もありましたが、ぜひ、先ほどの回答で、そういうところとも連携を取って対応できれば対応していきたいという回答でしたので、ぜひ具体的に、一度そういうところとも対応を取っていただいて、何らかの対策が取れば対策を取っていただきたいということをお願いしたいんですが、もう一度だけその答弁をお願いします。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えいたします。

今ほどおっしゃっていただいたように、先ほどお答えいたしました法人の方にもう一度確認をいたしまして、近隣でされているところも参考にさせていただきながら、また対応の方を考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

河合議長 次に、中島政幸君の質問を許します。

中島議員 議長。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは、一般質問に入ります。町長、教育長にお聞きいたします。

中学校の部活動、地域移行についてお聞きいたします。令和4年6月にスポーツ庁の運動部活動の地域移行に関する検討会議において取りまとめられた、運動部活動の地域移行に関する検討会議提言が出され、11月には学校部活動及び新たな地域クラブ活動のあり方等に関する総合的ガイドライン案がスポーツ庁と文化庁から発表され、その中では、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承、発展させ、新しい価値が創出されるようなことが重要とし、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革集中期間として、重点的に取り組みつつ、地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現を目指すとあります。

この件は、中学校の運動部活動の地域移行に向けた課題と、今後のスケジュール、どのような体制で行っていくのか。加えて、運動部活動だけではなく、吹奏楽部などの文化部については、どのような取り組みを進めていくのか、答弁を求めます。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 中島議員のご質問についてお答えします。

中学校の部活動の地域移行についてのご質問ですが、ご存じのとおり、部活動は、生徒のスポーツや文化活動に親しむ機会を確保し、生徒の自主的、主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や、責任感、連帯感の涵養等に寄与しております。しかし、少子化が進行していることや、部活動が教師にとって大きな業務負担となっていることなどから、中学校の部活動の地域移行が提言されました。

議員もおっしゃいますとおり、当初、令和5年度から令和7年度までの3年間をめどに、改革集中期間と位置づけておりましたが、3年間での移行達成は現実的に難しいとの意見を受け、地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現を目指すことで、この3年間を、集中期間から推進期間へと名称変更されました。そこで、本町としましても地域移行に向けて準備を進めておりますが、議員もおっしゃっておりますように課題もございます。

生徒数に合った適切な部活動の設置、もう1つは、最も大きな課題となっているのが、教師が休日の部活指導に携わることによる長時間勤務です。この課題を克服しつつ、混乱を招かないよう、地域移行を進めるための体制づくりが大切と考えています。そのため、来年度から地域移行を担当するコーディネーター1名を配置し、地域移行後の部活動像を考えます。その後、調査、検討したことをもとに、地域移行後の部活動像の実現に向けて準備を進めようと、昨日提案しております当初予算に計上させていただいたところです。

現在のところ、地域の指導者、人材の発掘・育成、アザックとよさとや、県が整備する人材バンク、中学校教員の兼職兼業等、関係機関と連携を図りつつ、実施する部活動の競技種目、活動種目を指導することができる指導者を確保していくことになると考えています。また、吹奏楽部やサッカー等、一定数、部員が必要な部活動については、近隣中学校との合同部活動を検討する必要があるかもしれないと考えています。最終的には、地域移行を進めていく上において、新たに出てくる課題の検討を行いながら、部活動の地域移行像を、現場との意見交流を重ねながら、コーディネーターならびに国や県、近隣市町と連携しながら取り組んでまいります。

河合議長 再質問はありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 いろいろな課題があるということ認識されているということは、まずは安心したというか、簡単にはいかない問題でしょうと思っています。

それで、滋賀県の考え方からすると、地域移行の目的、あり方に関する考え方では、県内に中学校を受け入れるスポーツクラブ等がほとんどない。各地域にある総合型地域スポーツクラブは、設立当初から参加者を高齢者対象としておると。競技力向上を目指していないため、また、指導者の高齢化が進み中学校を受け入れる、小学生を受け入れるのが困難である。県としては、令和3年度、4年度実績、検証を参考に、部活動のあり方検討会等において、令和5年度以降の方向性を協議したいと書いてある。

県の動向を見るやり方も参考にさせていただいたら結構だと思います。また、それに対して地域の自主性に応じとも言われていますので、なかなか難しいというふうに思います。その中で、滋賀県では実践研究の取り組み内容として、彦根市、米原市から報告されています。内容は、今はやめておきますけど、また読んでください。

全国では、中学生の65%が運動部に所属してきましたが、令和3年度はコロナ禍もあって、約58%と急激に減っているというデータもあります。部活動は、学年を超えて目的に向かって創意工夫を凝らすという部活動での経験、それはその後の社会生活やスポーツ習慣、健康につながり、大きな影響をもたらしていることは、私も含め皆さんも共有できるものだと思います。中学校部活動の地域移行については、非常に困難な課題だと思っていますが、改めて考えてみると、この部活動の地域移行は、教員の負担が増加していることなど、現状の部活動を続けることが困難になっている状況があり、教員の働き方改革とともに、地域移行が進められようとされていると。しかし、長年積み上げてきた部活動を地域に移行することが、そんな環境を受けられるような土壌がまず整っていないというのは、ほぼ一般論として言われています。

そこでお聞きいたします。保護者や教員、スポーツクラブ、それぞれの認識は本当に様々だと思いますが、現状はどうなのか。指導者を担う人材やスポーツ施設、インフラなど、地域に受け皿が必要になるが、現時点において課題認識はできているのか。部活動の地域移行は、今後も問題なく生徒、保護者、教員、地域社会全体を巻き込んだ大きな動きと考えるが、その認識はあるのかお答えください。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 中島議員さんの再質問にお答えいたします。

議員言われているように、中学校の部活動が大きな変換期、変革期に来ているということは、これは事実であります。しかも非常に難しい課題であるというこ

とも、議員言われたとおりでございます。そんな中で、保護者、あるいは学校教員、子どもたちもそうですけれど、現状、まだ子どもたちが具体的にどうなるかというところまでは認識できておりません、保護者の方もそうだろうと思います。ただ、学校関係者は、これは大変大きな課題であるというところ辺は認識できております。

また、指導者の件ですけれど、一番ここがネックになってくるかなということを考えております。今言われたように、いろんな取り組み、自治体が直で参画する場合、あるいは地域総合スポーツ型、町ですと、いわゆるアザックの方を中心に、あるいは全く民間企業にというところ辺、そういった中でも、いろいろと地域移行の中で、どういった方法が一番豊郷町に適しているかというところ辺を、十分に時間をかけてしていかないと、上滑りになっていったりするんじゃないかなということで、先ほど次長からもありましたように、予算を計上させていただいておりますので、コーディネーターを中心に、そういったことをまず現状把握して進めていくと、ある一定、イメージを持って、そしてそのもとに、どういったことができるかというところ辺を、順番を追っていくことが大切ではないかと思っております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 確かに、非常に難しい問題、頭を悩ますような感じだと思います。私がなぜこのような質問をするかといったら、しっかりと時間をかけて取り組んでいただきたいというのが私の目的なんですけど。中学校部活動の地域移行、子どもたちの生活、今、教育長言われたように劇的に変化を、変えてしまう試みではないかと思えます。私たちが経験していないものにもなります、これ。今までは、私も部活をしていたけども、中学校の先生が教えてもらって、中学校で部活をしていた。でもこの取り組みは、私たちがまだ経験してない、ここで多分、誰一人経験していない事例になると思います。

私が思うのは、同じように見える部活動、これは運用の仕方は、また違った、新たな仕組みとして考える必要もあるのではないかと。全く白紙の状態で新たなものに取り組むときには、私もそうですけど、私のやり方はスクラップ・アンド・ビルドで、古いものを切り捨てて、排除して、新しい白紙の状態から物事を考える。今まではこうだったから、それも引き継いでこういうふうにしようというんじゃないなくて、ほんまに、ビルドビルドビルドじゃなくて、スクラップ・アン

ド・ビルドで物事を考えていく必要があるのではないかと思います。

その上で、教員の働き方改革という大きな前提もありますけども、やはり子どもたちにとっては最適なスポーツ、文化活動の環境というものが、そういう視点を軸としながら、全ての子どもたちが将来により影響を与えることができる仕組みづくりについて、行政が横断的に議論を進め、慎重に取り組んでいただきたいというふうに、これは要望します。部活動の地域移行を進めるに当たっては、生徒が中心になり、また、運動部活動地域移行に関する検討会議提言では、部活動は学校教育活動の一環というものから社会教育活動の一環と位置づけられていると、スポーツ基本法に基づくスポーツの一環として位置づけるものと考えていくのが示されています。

豊かなまち豊郷とは、子どもたちの選択肢を絶やさず、スポーツや文化を継続、継承、発展させなければなりません。スポーツにはいろいろなものをつなげる力があります。個々にどれだけ重要なことをしたとしても、全体がつながっていかなければ、本来の意味をなさないと思っているので、そこを慎重に進めていただきたいと。ぜひ、競技や種目というだけにこだわらず、より先を見据えた、大きな枠組みの構築をお願いしていきたい。今、教育長も教育次長も言われたように、予算計上されてコーディネーター1名を出されています。コーディネーターの意見を聞きながら、これはもう町全体の問題だということを思うんです。間違いなく地域の方々にも協力してもらわないと駄目だし、学校行政、私らも含めて豊郷町全体の問題としてどのように考えていくか、それに応じて、さっきも言うたように、施設とかインフラとかの整備も必ず必要になってくるかと思います。そこら辺も見据えて、お金としたら、もしかしたら莫大なお金がかかるかも分からないけど、ここはお金の問題じゃないので、時間もあることだし、ゆっくりやれとは言わないけれども、少し早めにやっていただくことが一番いいけれども、そこは慎重にやっていただくと。

部活動の地域移行には、先ほども言ったように小手先だけではちょっと無理なので、町を巻き込んだ町のビジョンが必要だと思うので、ここは町長も含めてこれから考えていただきたいと思うんですけども、そのようなビジョンをお持ちか。これらを踏まえた本町の中学校の部活動地域移行をどのように進めていくのか、今の現状でよろしいので、今後の取り組みについてお聞きします。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 中島議員さんの再々質問にお答えいたします。

現時点でのビジョンでの前に、先ほど言われましたようにスクラップ・アン

ド・ビルドじゃないんですけど、やはり試行錯誤を繰り返しながら、ある一定、形になっていくんじゃないかなということ、このように思っております。そこで忘れてはいけないのは、あくまで部活動の主体は子どもであると。そこを離れて大人だけの論議でいってしまうと、これは上滑りになってしまうんじゃないかなと、ここは十分に気をつけていかなければいけないなど。

ちょっと余談ですけども、部活動も、現実的には、例えばある一定の人数が集まらないとできないスポーツ、そういうようなスポーツは、もう中学校だけでは、本町だけでは難しいですので、他の中学校との連合チーム、高校も今、そういうふうなところもありますけど、そういった、今までの既成概念を打ち破っていかなければいけない。相当柔軟な発想のもとに進めていかなければいけないということで、コーディネーターを中心として進めていきますので、一歩進んで二歩下がるような場合もあるかと思いますが、そこら辺は、広く大きく、また支援していただくことをお願いいたしまして、答弁にかえさせていただきます。

以上です。

中島議員 よろしくお願いたします。

河合議長 暫時休憩します。再開は40分で。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時42分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

次に、高橋直子君の質問を許します。

高橋議員 議長。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、まず、町長にお伺いします。コロナ等の感染症対策の充実を。

第8波のオミクロン株は、恐るべき感染力で広がりました。ようやく減少に転じてはいますが、このオミクロン株は季節性インフルエンザよりも感染力が高いとされており、岸田政権が発表しました、5月8日からのインフルエンザと同じ5類への変更、これは、コロナは終わったと誤ったメッセージを送ることになりかねません。国に対して拙速な5類への引き下げをしないように求める、このことを提案いたしますが、いかがでしょうか。さらに、国の示している、重症化リスクのある方以外は、自宅療養を強いられたり、介護施設ではカーテン隔離という形で、施設の中にとめ置かれてクラスターが発生し、命を落としたという方の新聞記事等も、私、目にしました。こういう事例が出る等の悲劇も生まれています。希望する町民が、療養施設での療養や、病院でのコロナ診療を受けること

ができるように、命を守る対策をとることを、国や県に申し入れすることが大事だと考えますが、いかがですか。

今後、新たなコロナ変異株が広がることや、全く新しい感染症が流行することも危惧されています。町民の不安に応え、早期発見とともに、早期に的確な医療を受けることができるようにするために、町独自で検査キットを確保して、希望者に配布することを再度求めます。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、6番高橋議員のコロナ等の感染症対策の充実をのご質問についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症については、報道等によりますと、5月8日から5類への変更になるとのことです。議員からは、拙速な引き下げをしないように国に求める、とのご提案をいただいておりますが、この3年間、住民生活に様々な制約がかかり、国、県、町も多大な出費を強いられ、保健所をはじめとする公務員や医療従事者にも精神的、肉体的に相当な負担がかかっていることはご承知のことと思います。風邪やインフルエンザを完全に撲滅できないように、今後はコロナとも付き合っていく必要があると考えておきまして、いずれかの段階での5類への変更もやむを得ないものと考えております。また、重症化リスクのある方以外の自宅療養についても、対症療法しかない現状では、重症化リスクもないのに療養施設や医療機関での受診は、不必要に医療資源を浪費することにもつながりますし、やむを得ないものと考えております。

最後に、検査キットにつきましては以前の議会でお答えをしているとおりでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 つまり、国の言うとおりのことに従うしかないというように聞こえたんですけども、しかし今、特に小さい開業医等は、そういう、区別して待合所をつくるのか、そういうことも大変なことになりますし、そうすると本当に、体制がきちんととれるところはいいとして、もう、これを機会に自分の医院を閉鎖するしかないというような、そういう声というのはお聞きになったことありませんか。そしていろんな、今まで国が支援してくださったことも、どんどん、急にはやらないと言っていますけれども、自己負担が発生するとか、それからワクチンにし

でも有料になっていくとか、そういうことも言われていますけれども、町民にとって、そういうことが起きないような対策というのをすることが必要ではないかと思います。国、せめて区、町村会の会長もしてくださっていますので、拙速な移行はやめて、もっと体制を、個人、病院でもちゃんとできるようにバックアップするとか、そういう見通しができた時点で、ウィズコロナも仕方ないかなと思うんですけども、そういうことを言える地位に、幸い、伊藤町長は市町村長会の会長です。そういうところで意見を述べるとか、国に申し入れをしようというモーションを起こすなどのことはお考えになりませんか。

そして、特に介護施設でのクラスターは、発生したことなんかも、致し方がないっていうふうな答弁だったと思うんですけども、とにかく、病院でちゃんとした医療を受けられる体制というのが、命を守るためには絶対必要だと思うんですね。介護施設の人はいま本当に、医療の知識もないのに防護服を着て対応して、そしてすごく疲弊していらっしやったという事例もありました。こういうことも含めまして、国にもっと支援をするように求めていくのは大事かと思うんですけども、いかがでしょうか。

そして、まず、この5類への引き下げが予定どおりなった場合に、町は、町民の意識がどんなふうになると想定しておられますか。コロナ禍の、この3年間の取り組みをどのように分析、評価しておられますか。町民への情報提供、これは一定、広報に分かりやすい記事を掲載するなどの努力をなさったこと、本当に前進というか、評価したいと思います。そして、町民が相談できる体制というのは、なかなか国、県がすることだからというので、結局のところ、窓口を設けるとか、そういうのは全くなく過ごしたんですけども、今後、同じようなことが発生したときに、町民に、身近にいる役場の体制をちゃんとしていくのは大事なことではないかと思うんですけども、答弁を求めます。

そして、県との協議状況というのは、先ほど私、コロナ検査キットについて、12月議会で、県が、市町村がストックするのはよろしくない発言があったということでしたので、その資料等を情報公開で取ろうとしたんですけども、ウェブ会議だったということで、なかなか資料等はもらえませんでしたけれども、行っておられた町長は、こういう会議の場所でどういう発言をなさってきたのか。そして、県は本当、県が、市町村が頑張ろうとしていることをストップかけるというのはちょっと想定できないんですけども、どういうふうにして、ストックは駄目だよということになったのかを、町民に報告をしていただきたいと思います。実際にやっているところはありますのでね、全国の市町村で。

そして、新たな感染が起きるかもしれないということは、ずっと危機感を持ち

続けているべきではないかと思うんですけれども、早期発見、そして療養、入院をちゃんと確保できる、こういう体制づくりのために、もう今から、今までのことを反省した上で、町民が迷わなくて済むような体制づくりというのをお考えになっていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

私も先月インフルエンザにかかりまして、数日寝込んだことがありました。そのときにお医者さん行きましたら、「コロナもインフルエンザも風邪みたいものやさかいに、家で寝てたら治りますよ」というようなことも、医者で、実際私は言われております。議員も発言通知書に書かれておられるように、5類になるということはインフルエンザと同じようになるということで、私、今までお医者さん行きて、インフルエンザやさかいに専用の待合室行ってくださいと言われてきたことはございませんので、やはり皆さんと同じような待合室になりますので、そういうことになるのかなというふうに思っております。

また、拙速なという、この拙速な5類と、じゃあ一体いつならいいのかということでございますけれども、このまま3年も5年もずっといてるのか、それか、どこかでやはり区切りをつけるのかというのは、国もワクチンは当分の間無料化にしたり、いろいろな面で手当てをすることを発表されておられますので、そのタイミングが5月8日なのかなというふうに私は認識をしております。また、病院での治療ということでしたけれども、病院での治療、先ほど申し上げましたように、症状が重くない方は家で寝てたら治りますよとお医者さんも言うておりますので、やはりそういうこと、結局のところ、治療方法がない以上、自然治癒を待ちながら、重症化された場合はそれに対応する治療、医療を受けていただくということが、一番リスクの少ないやり方なのではないかというふうに考えております。

続きまして、町民の意識がどうなるかということですが、もう既に、当然のことながら皆さん旅行にも行っておられますし、食事にも行っておられますし、宴会等もされておられます。コロナの中でも、今の状況でもそういうことで、ウィズコロナということでコロナと付き合っておられますので、終わったということは誰も思っておりません。当然、お店には間仕切りがありますし、ふだんはこうやってマスクもしていますので、このまま続いていくのではないかなというふうな、マスクの方については、今月中には個人の判断になるというような報道もありますけれども、そういうことで続いていくと思っております。

続きまして、検査キットのウェブ会議の件ですけれども、ウェブ会議だから資料がないというわけではなくて、ウェブ会議で会議中に参加者が発言された発言のみでしたので、そこには会談も何もありませんということでお伝えをさせていただきましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

最後に、安心して相談できる体制をとということでしたけれども、昨日の当初予算の提案の中でもご指摘をいただいたとおり、本町職員、非常に少ない状況でございます。みんな一人ひとりが一生懸命仕事をさせていただいている中で、コロナの相談窓口専用の部署をつくるということはやはり困難でございます。今でも、医療保険課なり、いろんなどころで、町民の皆さんが困られたら、電話をしてこられたりしまして、懇切丁寧に対応をさせていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、再々質問をさせていただきます。

もう、国が指し示している方向どおりにいこうというのが伊藤町政の姿勢だということに捉まえました。しかし、いまだ死亡者はありますし、そして、インフルエンザとはまた違う病気のね、特徴などがあるわけですから、身近に行ける病院なんかも本当になくなってしまうということになると駄目ですので、そういう点で、もっとちゃんと国が指針示して、そして支えていく、開業医が減らない、こういうところを道開くべきではないかと思っております。

それから、コロナの検査キットにつきましては、参加者の発言ということですので、また、どのような発言があったのかというのは情報公開等で取ろうと思うんですけれども、県が、市町村が独自で頑張るやろうという、町民のための施策をクレームつけるというのは、実際あってはなりませんし、そういうことをおっしゃったのかどうかは、本当に何でだろうなと思っておりますので、どんなふうな状態でおっしゃったのかというのを教えてください。今後、どんな病気が、感染が広がるか分かりませんので、市町が頑張るところには、ようやると、県も後押しをするぐらいのことがないと駄目だと思いますので、よろしく願います。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、高橋議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたというか、12月議会でも申し上げましたように、この

検査キットの関係につきましては、各市町等で備蓄をされると本当に必要な人に行き渡らなくなるぐらい、まだ生産量が少ないので、なるだけ今の段階では控えてほしいというようなことをございました。情報公開をすると言うていただきましたけども、先ほど申し上げたとおり、会議での発言でございますので資料等はございません。それと町長が出席しておりますので復命書も当然つくられません。なので、情報公開をしていただいても出せる資料というものはございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、邪魔をしているというような表現がございましたけれども、決して邪魔をされているわけではなく、本当に必要な人に行き渡るようにしてほしいというような依頼でした。いつ要るかどうか分からないのに備蓄をしているのではなく、今必要な人に行き渡るようにしてほしいというような発言でしたので、そういう我田引水なことは市長としても控えたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

河合議長

次の質問へ行ってください。

高橋議員

それでは、町長と教育長にお尋ねします。安心して産み育てることができる子育て環境づくりを。

岸田政権は異次元の少子化対策を発表しました。それを実現させるためには、子育て世代の就労支援をし、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりが急がれます。本町でも課題となっている、保育、学童施設の充実が大切です。以下の解決のために努力をされていることと思いますので、12月議会以降の協議の内容や、来年度に向けての展望をお伺いします。

1つ、保育、学童保育での待機児童を出さないこと。2つ、幼稚園の預かり保育を来年度実施すること。3つ、保育士の専門性を考慮し、待遇改善を進めること、正規職員と非正規職員及び公立、私立間の賃金格差の是正を含みます。4つ、学童保育専用施設建設のための審議会を設置すること。当面、代替の施設でも保育をすること。例えば過去にやっていた児童館とか、教育集会所を利用する等です。5つ、教師や保育士、学童支援員の悩みに寄り添い、その結果を、教育委員、4名おられます。その方々にも報告をしたり、校園長会議でも共有して、解決に向けて施策を講じること。その際、県がとったアンケート、これ、調べてみましたらば、私、議会でたびたび話題にしましたけれども、学童の保育の方だけではなくって、滋賀県内の保育士の皆さんに、実態調査報告ということで、アンケートをとってまとめておられるんです。こういうものとか、それから学校の先生においては職場内、これが資料ですけれども、全員、全市が教職員組合の青

年部がとったアンケート等にも、本当に今、現場の大変さとか、それから、先ほど同僚議員もありましてから、質問にもありましたけれども、部活の問題とか、いろんなアンケートをとって、それがまとめられています。残業なども、学校の先生たち、45時間未満が13%、45から60時間、37%、60から80時間、これが34%などなど、80時間以上という方もおられます。このように、子どもを育てるために、教育するために頑張っておられる方々の悩みをちゃんと、教育委員会として吸い上げて、そして、どうやったら。

河合議長 質問の範囲を超えていますよ。

高橋議員 うまいこといくかということをやっていく時期だと思うんですけども。そういう環境。

河合議長 注意しますよ。

高橋議員 そういう環境をつくることを求めますが、いかがでしょうか。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員のご質問についてお答えします。

1つ目の、保育、学童保育での待機児を出さないことについてですが、先的一般質問でもお答えしておりますように、保育園、学童保育においても、待機児を出さないよう、また、安心して過ごせるよう、保育士、指導員の確保に努めております。

2つ目の、幼稚園の預かり保育を実施することについてですが、先のアンケート結果により、ニーズがあることは承知しております。それらの結果を受け、どうしていくか、今後議論が必要であると考えております。

3つ目の、保育士の専門性を考慮し、待遇改善を進めることについてですが、正規職員については、豊郷町職員の給与に関する条例、会計年度任用職員については、豊郷町会計年度任用職員の給与に関する規則に基づき適正に行っております。

4つ目の、学童保育専用施設建設のための審議会を設置することについては、現段階については考えておりません。

5つ目の、教師や保育士、学童支援員の悩みに寄り添い、その結果を教育委員に報告したり、校園長会でも共有して、解決に向けて施策を講じることについてですが、校園長会議では、主に県や町からの連絡事項や依頼事項などを伝える場として設けております。必要に応じて、校園それぞれが抱えている問題等を共有しております。

河合議長 再質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、再質問をさせていただきます。

まず1番の、保育、学童保育での待機児童のことが、数字等でお示しいただけるかと思ったんですけれども、結局、不承認通知を出さざるを得ないと判断しているのは、両方ともに何人ということで、具体的に説明をお願いします。

幼稚園の預かり保育というのは、9月でしたね、アンケートをとって。そして、随分日がたちますけれども、今から協議というふうなのは、本当に、保護者のニーズというのをどのように捉えておられるのかというのが甚だ疑問なんですけれども、なぜ来年度からの実現が難しいのかというのを教えてください。

そして、戻りますね。少子化そのものに対する見解を、今後10年間で見通して、いかがでしょうか。町は分析しておられますか。2021年の3月議会の時点では、今後は子どもは増えないという見解の答弁がありました。その根拠は何かありますか。その後、さらに宅地開発が進んでいますので、現在も増えないと考えておられるんでしょうかということで、この待機児問題は、私は、早くもう、本当に取り組んでいかないと、働きに行けない若者が増える、そのように思うんですけど、認識をお伺いします。

そして、3番に移ります。待機児を出さないためには、保育士、学童支援の確保が大切です。人材登録制度があるんですけれども、町はどのぐらい、こういう方々をお持ちなんでしょうか。そして、なかなか募集しても人が来ないということで苦労なさっているのは重々承知していますけれども、昨年場合は、僅か1か月ぐらいで幼稚園の園長先生を探してくださるといって、そういう、本当によい結果もお持ちですので、人材、これは県でいただいてきたんですけれども、こういう冊子をつくったり、そして、保育士の復職を応援するためのいろんな制度があります。そしてまた、保育士の有資格者を、この登録制度というのがあるそうなんです。だから、どこにどんな保育士さんがいらっしゃるのかというのをつかんで、今のところは予算書にも載っていましたがけれども、何だっけ、ハローワークではなくって、いろいろなところ、ありますよね、保育何だっけ、また思い出したら再質問で言いますけれども、ごめんなさい。つまり、そういう人材を早くから、ちゃんとかかむ。そして、もう今頃、来年度大変だというような、そういう状態にならないために、早くからつかむのが大事ではないかと、このように思っています。いかがでしょうか。

学童の保育専用施設については、全く考えておられないようなことでしたけれども、鍵っ子はね、幸い、今のところ、みんなちゃんと過ごしてくれているみ

たいですけれども、最悪、いろんな事故に巻き込まれたりとか、留守中に不審者が来るとか、そういうのが、本当に物騒な世の中ですので、鍵っ子をつくったら駄目だと思うんですよね。本当、各自治体、隣にある、本当多賀町等を参考にし、前向きに検討していくべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

それから、学童保育、教育、教師とか保育士の待遇改善、こういうのは、すごく全国的にも話題になっていますよね。先生方の過労死とかも出ています。そういう点では、実態をつかむためには、じゃあ、伝達しかしない校長会だけではなくて、みんなが共通して、子どもを、豊郷の子どもを見守って、対応をしていく、そういう新しい、何かシステムが必要になってくるのかなと、このように思うんですけれども、いかがでしょうか。

そして、昨日のお話で、私たちの町の保育士、時給が1,137円とお聞きしたんですけれども、今回応募を求めている方々は、このお給料でお勤めになるのかと思うんですけれども、実は私、1月20日に、転職希望者が殺到する保育園、NHKのドキュメンタリーの放送を見ました。とにかく保育士がそこに殺到するということは何でかという、やっぱり、いろんな各種の補助金を利用して、そして保育士を確保したんですって、国とか県基準以上に。そしたら、働き方自体が変わって、そして給食の休憩もしっかり1時間とれる。それがまた、次への仕事への意欲になるなどなどの言葉が、保育士さんの中から出ていました。こういうふうに、何か変えないことには、今の状況だと堂々巡りが繰り返されると思うんです。保育士、正職の方は給料表とかでいけますけれども、特に民間の方々へのフォローというのも大事だと思うんです。町内の保育園で働きたいという、そういう保育士を、離職じゃなくて長く勤めていただくための支援を考える時期に来ていませんか。お答え願います。

保育士の人材バンクとか、保育士ワーカーというのが、派遣ルートから、雇われる保育士になるみたいなんですけれども、その方々の、多分、見られるだろうなというページを見ましたら、月給28万と出るんですよ。そうすると、あまりにも開きがあります。きっと、本人の手元に渡るときには、そんなふうにならなくて、この1,137円に時給がなってしまうのかなと思うんですけれども、繰り返し言いますけれども、先生方の人材確保のための手だてを早く打つための、いろんな、こういう制度とか、ネットワークを利用することを再び求めておきます。

教育次長 議長。

河合議長 小西直美教育次長。

教育次長 高橋議員の再質問についてお答えします。

不承認の数でございますが、保育所におきましては13人、放課後児童クラブにつきましては、通年利用の方で9名の方の不承認通知を出させていただいているところでございます。

人材登録制度につきましては行っておりません。おっしゃっておられますように、保育士人材バンク、保育士人材ワーカーにつきましては専決での予算を上げさせていただいておりますように、当町におきましてもそちらの方を活用させていただいております。また、保育園長自ら、保育士の募集に関しまして、専用のブース等がありましたときには、行きまして、保育士の確保に努めるように、愛里保育園等の園の様子、園の内容等、1人でも保育士が確保できるように専用のところに行ったりとか、そういった機会がありましたら専用のところに行っているところでございます。

あと、幼稚園の預かり保育について、なぜ難しいのかというところでございますが、やはり今、現状、保育園でも見られますように、保育士、幼稚園教諭の、あとまた、幼稚園の教諭におきましても、やはり先生方の確保というのが大変難しゅうございます。そこが、何とか図れない限りは、安心・安全にして預けていただける環境がつかれないと思っておりますので、まずは保育士、幼稚園教諭の確保を図っていきたいと考えておるところです。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再質問の、校園長会での話の中でというところら辺で、主には先ほどお答えいたしましたように、町あるいは県、あるいは国での通達、通知事項が中心になっております。しかし、必要に応じて、やっぱり協議しているところはあります。例えば町内でもって手足口病がはやってきたとか、あるいはリンゴ病がはやってきたとか、あるいはインフルエンザがはやってきたとか、そういった部分は、やっぱり健康に関する部分でありますので、共通理解していく部分であります。また、行事等の連絡、日程調整等を行っております。

昨年度は、コロナ禍の中では、必要に応じて各施設長、例えば図書館長とか、あるいは学童の責任者とか、あるいは社会教育課長等も踏まえて、教育委員会全体組織でもって共通理解を図ったり、あるいは周知徹底しなければいけないところ等の確認を行っているというところら辺をご理解いただきたいと思います。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 校園長会議でね、努力、いろんな連絡等、必要に応じてのことはやっておられるの、よく分かりました。けれども、それ、その場所ではきっと私が提案しているように、こういうアンケート等で現れてくる現場の悩みなどは、吸い上げる時間がないんじゃないかなと思うんですよ。やはり、安心して働ける、ずっと働き続けられる、そういう環境づくりをどうやったらできるだろうかと。町の方々が頭寄せて考える機関、そういうのが大事ではないでしょうかね。そして、日野町の例、以前にもご紹介しましたがけれども、学童の先生方は、学校では見せない子どもの姿というのをよくつかんでおられて、こういう、大事なときに学童の指導員さんもそこに加わって、情報交換とか対策を練るということをやっているんです。だから本当に現場と教育委員会とは、こうね、そして校園長会等がうまく機能すれば、子どもたちの虐待とか、不登校等、不登校がすぐ、定義づけるのが云々ってまた言われると思うんですけど、学校に行き渋る子が出るとか、そういうことを未然にキャッチするとか、対策を練る、こういうことができるような、そういうシステムをつくりませんか、提案をしているところです。お願いします。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再々質問にお答えいたします。

先ほどの不登校等につきましては、長欠不登校対策委員会という組織がありますので、そこで協議していただいているところであります。もろもろのことについてですが、例えば、去年ですと私と次長の方で、就学前の方につきましては、個別面談、全くの個別ではなくて、二、三人ずつで集団で面談させていただきました。そして私たちも、現場の意見を直接聞く場合もありますが、組織ですので、その中の責任者がおられますので、基本は責任者を通じて私たちは聞かせていただくということになろうかと思えます。

以上です。

河合議長 次の質問へ行ってください。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、町長にお伺いします。公共施設の管理に目配りをして、異常があれば早急な修理を。

役場庁舎の玄関先の雨漏りについて、12月後半に気づいた際に、総務課にすぐにお知らせしましたが、2月10日現在も、原因にたどりついていないとのこ

とでした。豊郷小学校旧校舎分の観光協会玄関先や、豊郷小学校新校舎正門前の大きな水たまり、愛里保育園遊戯室の床が、歩くとふかふかするという状態なども、いまだ解決されていません。こういうことの早急な原因究明と修理を求めるものですが、答弁を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、6番高橋議員の公共施設の管理に目配りをして、異常があれば早急な修理をのぞきについてお答えいたします。

役場庁舎玄関の庇の雨漏りについて、発見していただきましてありがとうございます。お教えいただいた際に、すぐに施工業者に連絡をしまして、早急な修繕を依頼しております。ただ、どこから漏れているのかという特定にちょっと時間がかかっていることと、その後雪が降ったりして調査に少し時間がかかっておりましたので、時間を要しておりましたが、近々施工をしていただくように協議をしておるところでございます。

また、豊郷小学校旧校舎群につきましては、昨日ご提案させていただいた来年度当初予算に計上しまして、修繕を行う計画をしております。また、それ以外の個々の施設につきましては、それぞれが管理している、部署がございますので、修理が必要となりましたらそれぞれで対処をさせていただいているところですので、以上です。

河合議長 再質問はありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 次へ行ってください。

高橋議員 それでは、町長にお伺いします。

ごみ減量化へ町民ぐるみの取り組みを。ごみ半減を求める請願が採択され、本格的な取組が求められています。徳島県の上勝町などの先進事例から学んで、分別回収のあり方を町民がじっくりと学べる、そういう学習会を提案します。その際、昼間、参加できない方のためには、夜にも開催することや、希望者には、保育を保障して、子育て世代も参加しやすくするなどの参加者を増やす工夫をすることも含めて、提案いたします。

1つ目が、間違った出し方をしている事例を紹介すると、より分かりやすい、詳しいごみカレンダーを作成すること、2つ目、日本語が分からない方のために、別に編集して配ること。3つ目、将来的には、ごみ分別の数を増やす方向にかじを切ること。4つ目、役場や公共施設で回収している小型家電や使用済みリサイクル品は、専用の倉庫を準備して、いつでも持ち込めるようにすること、5つ目、

広域で進められているごみ処理施設建設の検討具合を町民と共有するために、住民説明会への参加の推奨や、町独自でも説明会を開催して、町民とともに進めていくことを求めるものです。答弁してください。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 それでは高橋議員の、ごみ減量化へ町民ぐるみの取り組みをのご質問についてお答えいたします。

まず、1番目でございますが、間違った出し方の事例等の紹介に関しては、広報やホームページ等において適宜掲載していき、啓発を進めていきたいと考えております。

2番目でございますが、現在のカレンダーには、挿絵も入れており、また最近では、窓口でもスマートフォンの翻訳機能を利用してやり取りをすることがあり、そういった機能を利用しているようでありますので、現状のところ別に編集することは考えておりません。ご理解のほどよろしく願いいたします。

3番目でございますが、ごみの分別においては、今後プラスチックごみの分別等で現状より増える方向になります。

4番目でございますが、小型家電につきましても屋外にはなりますが、現状、いつでも持ち込めるようにしております。専用の倉庫につきましても、場所の確保等のこともありますので、現状の対応でお願いしたいと考えております。

5番目でございますが、ごみ処理施設建設におきましても、現状は県域での実現性を検証中であることから、現段階でお示しさせていただくものがございません。また、1市4町で進めておりますことから、説明会が必要な状況になれば、彦愛犬広域行政組合の方で説明会を開催されますことに、町としては協力していくものでございます。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、再質問をさせていただきます。ごみ問題を町民の中に意識づけさせていくということは、今後大事だということは共通理解ができていると思います。それでは、どうやってそれを実現していくのかということで、お知らせしたいのが、足利市のホームページを見まして、すごく分かりやすいし、そして、イラストもふんだんですし、外国語でも表記をなさっていました。もう、そういうこ

ともしなければいけない時代に来ているんだなというのを思った次第です。そして私も、このごみ焼却場建設問題がクローズアップされてから、いろんな学習会とかに行っているんですけども、その中で、上勝町というところは、こういう大きなチラシをつくって、地球規模でごみを減らしましょうということをやっております。町がやっているゼロベースと無駄のない持続可能な社会、これを目指すというのをうっているわけなんです。こういうところをもっともっとあるんだとか、そして、ごみの分別などもすごく細かくやっつけらっしゃるんですよ。もう皆さんね、担当の方はご存じかと思うんですけども、町民にこれを知らせることを求めます。

住民生活課長 議長。

河合議長 辰見栄子住民生活課長。

住民生活課長 それでは、高橋議員の再質問にお答えいたします。

他市町の方の状況におきましては、また参考にさせていただきまして、できることがあればさせていただきますし、ご要望が現在ございませんので、どういったことをさせていただくかも含めて考えさせていただきます。上勝町のことも、立派な分別をされていると伺っております。また今後、ごみ処理施設建設の進み具合にもよって、また、そういったことも含めて、町としてどういったことができるかどうか考えていこうと思っております。

以上でございます。

河合議長 次に、西澤博一君の質問を許します。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤議員。

西澤博一議員 それでは、町長に一般質問をさせていただきます。これまでの検証と、今後取り組みを進めようとする具体的な内容について。

令和4年12月定例会の一般質問で、同僚議員の問いに対して、町長は、熟慮の末に来春の町長選に立候補することを決意しましたと答弁し、実質的に出馬することを表明されました。そこで、4期16年にわたって、福祉、教育、農業、地域振興、インフラ整備等に取り組み、町の振興、発展を進めてこられたと思いますが、これまで積み上げてきた住民との対応と協働のまちづくりを検証し、今後どのように住民の安全・安心、そして活気あるまちづくりを取り組もうと考え、今回の表明をされたのか、今後目指そうとされているまちづくりの展望、抱負を具体的な行政にどう反映させていくという考えを持っておられるのか、答弁をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 それでは、7番西澤議員の、これまでの検証と今後の取り組みについてお答えいたします。今日まで、町民の皆様に支えていただき、また、議員の皆さん、職員の皆さんには、町政運営に大変ご協力いただき、この場をおかりし、厚く御礼申し上げます。その間、各種事業を展開し、豊郷町の振興、発展が図られてきたと思っております。

特に、小中学校の給食費の無償化の実施、高校世代までの医療費の無償化は、今でこそ大いに叫ばれておりますが、いち早く近畿管内県下でも取り組むことができましたことは自負するところでございます。その他、福祉関係、教育関係の環境整備、あらゆる施策つきましても充実させていただいたところでございます。

しかし、今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、町民の皆さんとの距離が一番小さな町でありながら、コロナ前の普通の日々を送れることが、いかに大切かであることを、そして、貴重なことかと知ることができました。そこで、これからのことを考えたときに、熟慮を重ねた結果、まず自らの健康面を考えるとともに、初心に戻り、緊張感を持って仕事に当たれるかを自問自答したところで、結論を出させていただきました。

第5次豊郷町総合計画に掲げる基本目標の実現に向け、事業展開を推進するとともに、コロナ禍の中、閉塞感漂う日本社会の中で、人口問題、財政問題等、山積していますが、いかに持続可能な豊郷町を構築していくかが課題であります。以前から申し上げますように、私の基本は、町民の皆さんの健康、そして地域の健康、施設の健康、財政の健康、そして職員の健康でございます。持続可能な豊郷町を目標に、DX、GXを推進し、基本の5項目の達成に努めていきたいと考えているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

河合議長 再質問はありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 丁寧なお言葉、ありがとうございます。財政政策に対しては、これからの施策等々を進めていくには、財政がまず基本だと私は思います。お金あつての施策等々ですので。その中で、ちょっと何点かお聞きしたいと思います。

一番これから大変なのは、少子高齢化、人口減少が、まず、どこの市町村も大変な状況になっております。先ほど今、町長が申されたように、そのことについて、給食の無償化、18歳までの医療費の無料化等については、その一翼を担っていると私自身は思っております。そういうふうなこともあつて、これからの少

子高齢化の現象について、どのようなお考えを持っておられるのか、まず1点、お聞きいたします。

次、2点目ですけれども、ここ最近、私どもの町にも新興住宅等が近年町内に多く建てられていきました。本町にとっては税収にとって大変喜ばしいことかと思えます。そんなことも含めまして、若者世帯への、行政の支援とか、また、子育ての環境づくり、なお一層必要だと考えるんですが、その点についてはどのようにお考えですか。

3点目ですけれども、今、教育関係ということも申されましたけれども、学校教育については、これは大変なことだと思えます。教育としては、やはりソフト面もありますけれども、やはりハード面もあります。ハード面は、ものを建てて、しかしソフト面は、いろいろな人間同士、子ども同士のお付き合いですので、その点についてはなかなか難しいと思えますけれども、そういうような面についてもどのように考えておられるのかお聞きしたいと思えます。あと、いろいろあったんですけれど、ピックアップしまして、これから全国各地で、地域の防災、減災、また防犯等について、いろいろと問題等々が、新聞とテレビで報道されております。その点についてどのように考えておられるのか、その点について答弁をお願いしたいと思います。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 それでは、再質問にお答えいたします。大変これ、日本で今、出生数が年間80万人を切ったということで、大変、国の方でも危機感を持っておられるそうでございます。これはなかなか、1町だけではいくことができませんけれども、我々に何ができるかということを考えていかなければならないと思えます。それで、5年度の予算の中に、修学旅行の補助を打ち出させていただきました。これはPTAの皆さん方が、4年度は、要するに補助があって安くいけたということがあります。それと、やはりこういう、どういうんですか。それぞれが困っておるときに1万5,000円と3万円を補助させていただこうという、これも1つは、その世代への支援の1つであろうと思えます。修学旅行が楽しく行けるようにという思いでもあります。また、新興住宅が今後増えていこうということですから、そういう中で、やはり子育てしやすい環境をつくっていく、それが全部、一挙にいくかいうと、やはり財政の問題もありますけれども、一番、何が今最適であるかということ、やはり庁舎の中で十分議論しながら進めていきたいと思えます。

教育関係ですけれども、ハード、ソフト面ですけれども、12月議会で議決い

ただきましたように、電子黒板も全部に設置させていただき、中学校はオーバーヘッドですか、ぱっと照らすやつで、黒板に変わるものですがけれども、そういうふうに環境は整備させていただくことができました。あとは、いかに、子どもたちにうまく指導できる、やっぱり人材の確保に、これもなってこようかと思えます。それにはやはり、今日の町村会、県に対しても、そういう情報化教育の充実には人材確保をするようにということで、要望もしておりますように、そしてまた、国の方にも全国町村会からそのように要望もしているところでございます。

最後の防災・減災。確かに、しっかり憂い、対応していたら、後で後悔せんよということ、今、いろいろさせていただいておりますので、それもまた、財政が、基金の方が2億円ちょっととなっておりますので、しっかり計画的な運営をやってまいりたいと思っておりますので、今の私の思いは以上でございます。どうぞご理解、よろしくお願いいたします。

河合議長 再々質問はありますか。

西澤博一議員 次行きます。

河合議長 次どうぞ。

西澤博一議員 では、次に行きます。

自治体の観光施設と地域の活性化についてです。地域振興の1つとして、観光は大きな役割を担っています。そして、町の観光施策を推進していくためには、行政、観光協会、商工会、農業関係、町民などの連携が必要とされています。そこでお尋ねします。

町は、観光資源を活用した観光振興の、どのような取組を考えているのか、観光に対する行政の考え方を明確に答弁をお願いいたします。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 西澤議員の自治体の観光施策と地域の活性化についてお答えをいたします。

本町には、豊郷小学校旧校舎群をはじめ、伊藤忠兵衛記念館、岡村本家等の観光地や、江州音頭発祥の地といった、魅力ある観光資源が存在いたします。その魅力ある観光資源を利用して各種イベント等を開催し、豊郷町の知名度を上げるよう、本町の観光協会や各種団体と協力して日々努力を重ねているところでございます。

今後、コロナの規制についても緩和され、日常が戻ってまいります。世の中の流れをいち早く感じ取り、その時々ブームにも目を見張り、関係機関と協力、また連携をして、魅力ある豊郷町を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 それでは再質問をさせていただきます。

まず、1点目です。豊郷町の観光についてですけど、今後どのような、5年、10年先を見据えたときの展望というか、そういうようなことはどのように考えておられるのかが1点と、そしてもう1つは、旧校舎群の、町のお金を使い、何年も管理されているが、今後の活用方法をどのように考えていくのかをお聞きしたいと思います。それとあと、2025年に、彦根市か、国宝彦根城、世界遺産に向けての準備がされているようなことをお聞きしてるんですけども、そのときに、おそらく国内または海外からも彦根市の方に来られる。また県にも、滋賀県に寄って来られると思います。そのときに、私どものシンボルとなっております豊小の旧校舎群、これからそれをアピールする意味合いでも、これから2年、3年先には準備して考えていく必要があるのではないのかなと私は思うんですが。やはりシティプロモーションの条例というのが他の県でもあるんです。四日市とか始良市とか吉川市とかいうところにもあるんですけども、そういうようなことも一応、いろんな、この頃情報がいろいろ発信されていますので、そういうところをやっぱり勉強していただいて、商工会、観光協会、また行政等、今の中で連携をしながら、そういう議論を重ねていく必要がこれからあると思いますので、そういうようなことも含めてやっていかなければならないと私は思うんです。その点についてお答え願いたいと思います。

あともう1点、近江鉄道の活性化の再生協議会で、うちの負担金は確か一千二百、180万円か何か負担されていると思うんですけども、そういうようなことで、近江鉄道も最近よく豊小に来られる方があるので、よく利用されておるのをお聞きしております。前の道が広くなりましたので、そういうようなことも含めて、そういうようなところでも年に1回ぐらいは、何かそういう、町を活性するイベント等々を、観光協会、または豊郷町主催となって、そういうようなイベント1つも地域の活性化になるのではないかなと思います。いずれにせよ、豊郷町という町を、やはり日本国中、あるいは世界にもアピールするような、そういうような大きい視野で考えてみて、どういう形で進めていこうかというのが、やはりこれからの観光、うちの町は、やはり観光資源といたら、そう多くの方々に来られるような観光地ではないんですけど、やはり大体、主は彦根行きはるさかい。彦根行って、こっち来はるさかいに。それに観光協会は観光協会でお雛さんとか、そういうようなものを創意工夫して、観光協会のところとか、岡村本家とか又十屋敷、駅のところにお雛さんを、やはり皆さん苦勞して設置していただ

いているんやで、そんなことも、やはり思っていたら、やはり四季四季に合った、そういう観光施設、観光のやり方、あろうかと思うので、一遍その点についても考えていただけないかなと思います。繰り返しですけども、やはり地域、豊郷町が、やはり先ほどの繰り返しじゃないですけども、やはり世界中、日本中に、やはりあるなという、そういうことをアピールする意味合いでも、やはりそんなことも町として考えていただきたいと思います。今の点について答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 西澤議員の再質問にお答えいたします。

1点目の今後の展望ということですけども、現在、豊郷町では観光協会をメインとして観光のイベント等を開催していただいております。今後は、時機時機の流れ等も感じ取りまして、いろんなイベント等も考えていく必要があるかなと思っております。また、現在させていただいて、観光地として定着しているものについては、引き続き実施してまいりたいと思っております。

旧校舎群の活用につきましては、現在も豊郷町としての一番の観光地であると考えております。現在もドラマや映画の撮影場所として、滋賀ロケーションオフィス等とも連携し使用していただいております。今後もまた、観光パンフレット等を作成し、連携をして、豊郷小学校の旧校舎群を活用していきたいというふうに考えております。

彦根市の世界遺産につきましては、彦根市長も近隣の各市町の協力を求めておられます。今後どういうふうなことで協力できるかは今のところ未定ですけども、彦根市さんとも協力しながら、また、関係機関と連携しながら、世界遺産の観光客が増えることに、それを豊郷町にいかに取り込んでいくか考えていきたいと思っております。

近江鉄道の活性化につきましては、現在も、議員さんおっしゃられたとおり、ひな祭り等で今も活用いただいております。また、近江鉄道もいろいろなイベントをされておられますので、それにはぜひ、町としても協力してまいりたいと思います。また、今後につきましては、豊郷町もインフラ整備等も観光地はしていかなくちゃあかんこともあるかなと思います。それにつきましては、また、各関係団体と協力しながら考えていきたいなと思います。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

西澤博一議員 はい、再々質問。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 今、課長から申し上げていただきました。必ずそういうような形に進めるように、やはり、先ほどの答弁ですけれども、あらゆる関係の団体等々と協議しながらやっていってほしいと思います。

町長に1点だけ聞きたいと思います。先ほどの世界遺産の件ですけれども、県の方に至っては13市6町の中で、いろんな議論等は恐らくされていると思うので、その点について、彦根の世界遺産がもし実現した場合に、6町としてはどのような対応をするのか、また近隣の豊郷町としてもいろいろなことを考えていかなあかんと思うんですけれども、その点についてちょっと答弁をお願いいたします。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤定勉町長。

伊藤町長 それでは、7番西澤議員さんの、ただいまの彦根城の世界遺産のことですけれども、13市6町の中では、彦根市さんが協議案件を出されましたですけれども、賛成者が少なかったのが議論の対象にはなりません。ただ、彦根市の方は米原、そして長浜と、市の方では、それと東近江、近江八幡、連携が出てきておりますし、この町におきましては、この4町が、そこら近江観光圏の中でしっかり検討していくというふうな方向性が出てきております。

それと、まだ、この3月末に、要するに町史編さんのときの龍ヶ池の問題がもうすぐ出てくると思いますので、それがうまくいきましたら、こっちも世界遺産やということは、私、二、三か所でしゃべってますので、うまくいったら連携がさらにできてくるものと思っております。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

河合議長 次の質問に行ってください。

西澤博一議員 豊郷町の農業振興施策（農政事業）について。農業振興施策に関して下記の事柄をお尋ねします。

①、町内の集落営農や農事組合法人の存続について、それぞれの抱えている問題や課題を調査する必要があると考えるが、その点について、どうですか。

②、高齢化が進んでいること、若い担い手ができないことについてどのように考えているのか。

③、個々の集落営農の問題かもしれませんが、町として、農業従事者や経営面、技術面に対して、視察・研修の勉強会、また交付金、補助金等の支援を積極的に進める必要があるかと考えておりますが、その点について答弁をお願いいたします。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 西澤議員の、豊郷町の農業振興支援策についてお答えをいたします。

まず、①についてですが、集落営農法人の現状や課題を知るためにも必要なことと考えます。令和2年度には湖東地域農業センターで、集落営農法人に対してアンケート調査を実施されておられます。

②についてですけれども、この問題は本町だけではなく、全国的に同じような課題を抱えられていると思っております。農業に従事することに対し、何かしらの魅力があればよいのですが、現状では難しい課題であると考えております。課題解決に向けて、国や県の取り組みを注視しつつ、各種団体と連携して取り組んでいきたいと思っております。

③についてですが、湖東地域集落営農法人連絡協議会にて、意見交換会や先進地視察、また、各種研修を実施しておられます。事務局である湖東地域農業センターの取組に対し、本町も積極的に協力しており、今後も課題解決に向けて連携を取っていきたいと考えております。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤博一議員。

西澤博一議員 まず、農業法人、集落営農の設立以来の、国・県及び地方の手厚い支援には、農業関係者の方も、おそらく感謝しておられると思います。また加えて、農業機械の従事とか、耕作面積の拡大、生産性の向上が図られ、また、将来の経営に積み立てるようになってきました。その点は、今の担い手さん、集落営農、また、法人化を立てておられる方のところがあります。その上でやはり、今ありましたように、まず1点目の課題ですけれども、これはもちろん、この質問をする上には、やはり各集落の農業の関係の人がやはり、努力等々が必要かなと思います。その中でやはり、皆さんの支援等があると思うので、それを踏まえて、問題点ですけれども、うちの小さい町でも、やはり農業の関係をしている方もいます。これをやはり定期的な形で、こういう問題点、こういうようなことを考えているとか、こういうようなことをするとか、こういうようなことがあるということ、やはりさまざまな形で意見聴取いうか、そういうようなことをやらなければならないと思う。ただ、こちらの方で、行政の方で、ちゃんと、テレビはじめ、スマートフォン、あれで見たら分かりますよじゃなしに、やはり実際の相手の、農業家たちの方々の身になって、やはり表に出ていって、何かありますとか、どうですかって、そういうご用聞きではないんやけども、やはりそういうような人の、やは

り気持ちを、農業に関わっている人のことを、やはり肌で体験するのが大事かと思えます。岡村君も農業関係で、初めて産業振興課に来られたさかいに、なかなか難しい点もあろうと思えますけども、そこら辺は自分の足で、体で、やはり体験していただければいいかと思うんです。その点について、まず1つ。

もう1点、高齢化です。これはどこの農業でも、どこの中でも高齢化は進んでおりますけども、うちの酪農にしても、定年退職した人が農業にかかわって、もう、70から75になると、なかなか来られないさかい言うて、だんだんとどいてきたのがあるんやから、それは他の集落も一緒かなと思えます。そういうような点について、今言わはったように、国としては対策を、国の人は実際に現場へ行って、そういうことを経験していかないかと私自身は思うんやけど。やはり、ここにいる村岸さんなんて農業の関係やってるさかいに、実際、自分で農業をやって、関わってる人の生の声を聞くべきだと私は思うんです。私も農業はしてませんが、何年かは苗運びも、草刈りも、ヒエ取りも研究させてもらいました。そんなものも含めて、やはり現場の方々を声の聞くいうことは大事なことで、そういうようなことも含めて、あと、高齢化の時代になってきていると、どうしたら収益が上がるのかと、そういうようなことも、やはりアドバイスとか、また農業関係の人から聞く必要があるのかと思うんです。やはり6次産業が主になってくるのかと。簡単に6次産業って言わはるけども、なかなか難しいことですわ。これを生産して、販売までせないかん。さて、ここまで人がいはるかということが問題ですわ。そこまで人がいるかということが問題です。それをどういうふうにするかということが、やはり行政の方で知恵を貸していただいて、汗をかくのはやはり農業関係の人でも自分らのやる仕事ですんで、汗かいてもらわなあかんのやけど、そんなことも含めてどうかと、お尋ねしたいと思います。

あと、3点目の農業従事者の経営面とか技術面のことなんですけども、やはり稼いで何ぼの話やさかいに、やはりそこに1人採用しよう思うと、やはりきょうびのことやで、350から400ぐらいの所得さえあれば生活ができるやろうというものもあるので、やはりそこら辺もどうかと私は思うんです。しかし、雇う側に見てみたら、ここではちょっと無理があるというのも、ここら辺は難しい問題ですわ。そういうようなことで、今の交付金とか補助金の件についても、やっぱり可能な限り、こういうような補助金がありますよとか、こういうもんがありますよということは、やはり各担い手さん、集落営農、法人化に対して、やはりお知らせしていただきたい。国もいろいろな施策があるさかいに、これはあかんけども、これはうちの町の方でできるかなという、そういうようなやつもあろうと思うので、そこら辺はやっぱり、絶えず気を配ってやっていただきたいと思

ますけれども、その点について答弁を求めます。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 西澤議員の再質問にお答えをいたします。

各集落さんの課題は、確かに数多いものがあります。先ほど申しあげましたアンケートにつきましても、やはり構成員の年齢構成が、60代が15%、70代が21%で、結構高齢化が進んでいるというふうに思っております。また、課題についても、1番はやっぱり構成員の高齢化、オペレーターの後継者がいないといったような問題が出ております、今後につきましても、そのように農業者さんのご意見をお伺いしながら、問題解決に向けて、いろんなところと協力しながらしていきたいなと思っております。

また、今後の担い手さんの話ですけれども、所得が要るということで、国の方も補助金等いろいろございますけれども、なかなかこう難しい、どういうふうに解釈していったいいのか、難しいのが多々ありますので、そういうのを農業者さんにしっかりと通知できるように取り組んでまいりたいなと思っております。また、来年度の当初予算の方で、農業者さんの何とか手助けということで、当町も補助金の方をつけるように当初予算で上げさせていただいております。なかなか難しい問題はありますけれども、少しずつ進んで参りたいなと思っております。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

西澤博一議員 結構です。

河合議長 ここで、昼食のために暫時休憩をいたします。

(午後0時06分 休憩)

(午後1時29分 再開)

河合議長 それでは、午前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

今村恵美子君の質問を許します。

今村議員 議長。

河合議長 今村議員。

今村議員 それでは、一問一答で一般質問を行います。

まず、高過ぎる介護保険料の引き下げを町長にお尋ねいたします。

豊郷町第8期介護保険事業計画の3分の2が過ぎようとしています。この2年間の町の事業計画と実績値の違い等を、具体的に説明を求めます。そして、次の第9期介護保険料の引き下げについての町の見解を求めます。

次に、豊郷町の介護認定者の9割弱が、65歳以上の本人非課税者です。この方々の健康寿命を伸ばすことが、豊郷町の介護保険料引き下げには不可欠な課題です。4月以降の、8期最終年度の具体的な取組について町の説明を求めます。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村恵美子議員の、高過ぎる介護保険料の引下げをのご質問にお答えいたします。

まず、第8期介護保険事業計画の計画値と実績値の違いについて、主なものを申し上げますと、令和3年度は居宅サービスのうちデイサービスが、進捗率にして79.86%となりました。また、地域密着型サービスのうち、こちらもデイサービスが進捗率にして51.13%となりました。新型コロナウイルス感染症の影響により居宅系のサービスが低調となったこと、地域密着については、事業所が地域密着型通所介護から通常に通所介護に指定変更されたことが要因と考えております。なお、施設数及び介護予防給付については、計画値と実績値との大きな乖離はありませんでした。

また、令和4年度についてですが、速報値となりますけれども、居宅サービスは実績値と計画値と、大きな乖離はないと認識しております。地域密着につきましても、認知症対応型通所介護について利用者数の伸び悩み、地域密着型通所介護は先ほども申し上げましたとおり、事業所の減少の影響により計画値を下回って推移をしております。施設サービスについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画値を大幅に下回っております。また、介護予防については、通所リハビリテーションが計画値を大きく上回って推移をしております。全体を通しまして、令和3年度、令和4年度とも計画値を下回って現時点では推移をしております。第9期介護保険事業計画における介護保険料については、現時点で申し上げることは差し控えますが、介護保険給付準備基金を有効に活用してまいりたいと考えております。

最後になりますけれども、第8期介護保険事業計画の具体的な取り組みにつきましては、こちら、介護保険事業とは直接的な関係はございませんが、以前からお答えしているとおり、元気力アップ教室及び同教室の卒業生に継続して運動に取り組んでいただくプラスアルファ教室、お出かけ脳トレ講座を引き続き実施していきたいと考えております。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 どうぞ。

今村議員 新型コロナの影響はどこ自治体でもありますが、やはり豊郷町の保険料の特徴っていうのは、豊郷は1段階から12段階ですが、所得とか年金が多いか、月額で言うと、やはり非課税の方、年金も少ない方が多数おられているという現状があるので、今、第8期で、月6,400円が標準徴収額になっておりますが、それよりも引き下げる、こういったことは、準備基金を試算しても私は十分可能だと思っておりますが、今回、最終年度、5年度の傾向を見て、そういった方向性はできるのではないかと思います、いかがですか。

それと、私はやっぱり健康寿命を延ばすということが一番大事なことなんですよね。ですから、補聴器補助も所得制限を外して、そういう対象者には安心して、低価で補助金ももらってやれるようにしたらどうやということも提案しましたが。全国では、難聴と認知機能の低下というのはすごい関連があるということで、国立研究開発法人、国立長寿医療研究センターとか、各国立大学の研究グループ、こういった方々が、やはり難聴を早期に治療し、また聞こえるように補聴器をつけるということが、認知症予防の中の一番大きな要因だと、それから認知症になりやすいのは歯周病だと、そういう研究結果も発表されています。

私は、豊郷町で低所得の高齢者が、そういった健康寿命をいかに延ばすか、このことにもっと力を入れていただきたいなと思っておりますが、そういう認知症機能予防、こういったことを、先ほど運動とかいろいろおっしゃってましたが、そういった他の部分で認知症対策のことはなさないのか、その点説明してください。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再質問にお答えいたします。

今後の保険料の引下げの件ですけれども、第8期計画策定時で2,500万円の基金の活用で、給付ベースにはなるんですけども、354円の引下げが全体的にできております。現時点の予算ベースで現有基金を全て活用した場合、被保険者数であったりとか、介護給付費が全て同一という条件と仮定させていただくと、おおむね600円程度は引き下げられるかなというふうには考えております。

ただ、当然、全て数値の仮置きの中での試算ですので、参考値としての域は超えませんし、今後、被保険者数の動向、ニーズ調査、給付費推計を詳細に詰めていく中で数字の変動はあろうかと思っておりますので、ただ、給付が伸びなければ当然基金は、昨日の西澤議員のご質疑にお答えしたとおりですけれども、今、4,300

万円弱基金があったかと思いますが、それを全額使うのか、1,000万円残して後年度の保険料の引上げの抑制財源と活用するのか、そこら辺は計画策定委員会の中でもう少し詰めてから、最終的な活用方法は検討してまいりたいというふうに考えております。

あと、健康寿命の延伸の件につきまして、補聴器につきましては、現時点で所得制限の方は設けておりますけども、一応、補助金の助成の方もさせていただいておりますし、それを有効的に活用していただければなというふうに考えております。あと、口腔ケアの点についてもご質問いただいていたかと思うんですけども、口腔ケアにつきましては、一生青春事業で、現在75歳到達の方に、口腔ケアの、歯の磨き方とか、かかりつけの歯科医を持っていただく、その点の重要性の方は、周知はしてまいっておりますし、今後も引き続き、後期高齢者医療事業の中で、一生青春を続けていく中で、口腔ケアの重要性の方は当然周知してまいりたいと考えておりますし、以前から何度もお答えしていますけども、65歳になってからではなく、65歳になるまでの健康寿命の延伸という部分で保健事業をもう少し周知していくとともに、充実の方をさせてまいりたいと考えております。

以上です。

河合議長

再々質問。

今村議員

再々質問です。

課長も引き下げは可能だと言っていたかと思っております。高齢者の皆さん、大変うれしい話です。でも、健康寿命を延伸させる、このことは本当に効果的にやっていくことが今はほんまに大事だと思うんですね。認知症カフェとかも町でも取り組みを始めていますが、やはりこの、自分の、75歳を過ぎるとそういう兆候がいっぱい出てくるんですよ。だから65歳から75歳までほとんど介護認定も受けなくても、すらすらすらときたのが、途端に骨折して認知症が出たりとかね、いろんなことが、75歳、80歳、85歳、90歳と出てくるわけですから、そういう人たちが、今の症状でも、それを進行させない、そして自立して家族と暮らせる、こういったことをやはり進めていただきたいんですが、そういう、隣保館デイとか、おふれあいもやっていただいておりますが、その他の特別な、そういったことは考えてはおりませんか、最後に。

医療保険課長

議長。

河合議長

西山医療保険課長。

医療保険課長

それでは、今村議員の再々質問にお答えいたします。

隣保館デイの方も、隣保館の方の事業でやっていただいておりますし、当然う

ちの方で、保健福祉課の方にはなるんですけども、生きがいデイの方もやっていただいておりますので、そちらの事業は現在も一般事業として、一般会計の中で事業の方は継続してやっていただいておりますので、そこら辺を充実させていただけると、当然、うちの担当課ではありませんので、各担当課の方でやっていただけるかなと思っております。

以前からも何度も申し上げておりますが、65歳になるまでの健康寿命、ここが一番重要と、以前から何度もお答えしておりますので、そこをもう少し注力してまいりたいと考えております。

以上です。

河合議長 次の質問へ行ってください。

今村議員 続きまして、豊郷町中小企業振興条例の制定をとということで、町長にお尋ねいたします。豊郷町は県下で一番小さい自治体ですが、住民サービスは優れた町です。今年度実施した3万円のクーポン券事業も好評でした。またしてほしいと皆さん言っておられます。今、異常な物価高で町民全体の暮らしは疲弊しています。特に町内経済を支える中小・零細業者、商店者、農畜産業者などを活性化させるためには町の積極的な支援が大事です。そこで、豊郷町中小企業振興条例の制定を行い、町内循環型経済構造を目指してほしいと考えますが、町の見解を求めます。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の、豊郷町中小企業振興条例の制定をについてお答えをいたします。豊郷町中小企業・小規模企業振興基本条例が、昨年度の3月議会に上程し、制定されております。よろしく願いいたします。

以上です。

河合議長 再質問、どうぞ。

今村議員 すいませんね、私、上程されてたんだっけ。申し訳ありません。

それでは、それを充実させる方向で考えていただきたいのですが、今、やはり地域の中で、豊郷町でも今年の予算は50億円以上、これが町内で循環する、そのことを町内の商工業者、または零細業者や、そして農業者、また畜産業者、いろんなところに広げていくということで、そういう支援のいろんなことが、県のこのあれも、全国のこういう基本条例つくったとか、いろいろやっておられるんですが、今後、豊郷で特に必要だと考えていることを、最後述べてください。

産業振興課長 議長。

河合議長 岡村産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の再質問にお答えをいたします。

本町の振興基本条例の第4条に、町の責務が書かれております。第3項の規定により、物品及び消耗品等については、できる限り町内業者から仕入れを行うよう総務課からも通知がなされております。また、土木工事につきましても、指名業者選定基準に基づき、設計額に応じて町内業者で入札の方を実施しております。また、条例第8条に基づき、教育機関の役割といたしましては、豊日中学校の生徒が、チャレンジウィークと称しまして町内企業で職場体験等もされておられます。ですので、町としては基本条例に基づき努力はさせていただいていると思っております。

また、昨年度実施いたしましたプレミアム商品券や、今年度配布させていただきました商品券では町内業者で利用できるものであり、地域経済の活性化のために実施させていただいたところでございます。

以上です。

河合議長 再々質問はありますか。

今村議員 次行きます。

河合議長 どうぞ。

今村議員 続きまして、防犯カメラ、防犯灯の設置拡大を町長にお尋ねいたします。

町内でも空き家や、単身または高齢者のみ世帯が増えています。町民の中から、治安への不安の声が上がっています。町民の生命・財産を守るために、防犯カメラや防犯灯の設置拡大に、町が取り組む必要があると考えますが、答弁を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、10番今村議員の、防犯カメラ、防犯灯の設置拡大をのご質問についてお答えをさせていただきます。

最近、テレビ等で高齢者を狙った強盗等のニュースに接し、治安に対する不安を感じる声が高まってきていることは承知をしております。また、以前から他の議員さんからも町内への防犯カメラの設置についてのご質問をいただいていたところですが、プライバシーや技術的な部分での課題も多く、設置に至っておりませんでした。しかしながら、昨日ご提案させていただいた来年度の当初予算に、防犯カメラの設置の費用を計上させていただきました。具体的な設置箇所は、今後検討の予定ですが、学校を中心に、まずは5か所の設置を考えております。その後、その運用実績を検証し、増設等についても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

今村議員 防犯灯の方は。

河合議長 再質問ありますか。

今村議員 防犯カメラだけしか言わなかった。防犯灯は誰が言ってくれるの。

河合議長 課長、防犯灯。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 防犯灯のことにしてもお答えをさせていただきます。

防犯灯につきましては、前回の議会でお答えしているとおりです。

以上です。

河合議長 再質問です。どうぞ。

今村議員 防犯カメラの要望というのは、町が設置していただくのは、そういう試行的にやっていただくのも大事やと思うんです。今は、町のあちこち、交通量も結構ありますし、危ないところもありますし、でも、個人の方から言われているのは、自分の家の周りで、何かそういうのをつけてもらえるんやろうかということをおっしゃる方もいるんですよ。ですから、区に一定補助金を出して、そして区がこのところは必要だと認めはったら、そこには設置をするような、そういったこともやはり、高齢化してひとり暮らしとか、そういう空き巣被害とか、いろいろな話が出てくると、やはりそういう話も出てくるんですが、そういった検討は考えておられませんか。また、防犯灯の問題は、やはり豊郷町で。町がやっていたているのは字間とかいう感じでやっていたているんですが、各区は電気代を、自分の区の協議費の中から出してやっていますけれども、その中でLEDの電球交換とかも、そういう事業もやっていたているから、交換もちょっとずつは進んでいるんですが、私はやはり、町内全域の安全対策としては、特に通学路、それから交通量の場所、そういったところは字内関係なく、町がそういう街灯を接地して、町費で維持管理費と電気代を出していく、私、三ツ池の今回の区の会計報告書を見たら何十万だったから、全体でもそんなにかからない、町がやっている、出している設置場所で数はどれだけあるんですか。いくらかかっているんですか。そういうので、私そんなにひどくかかるとは思わないんですが、そういうことは考えられませんか。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

例に挙げていただきました、個人宅については個人でつけてもらうのが当然

のことかと考えております。また、区の方に補助を新設してはどうかということですが、区の方の補助につきましては、防犯灯と同じく、やはり電気代がかかることとございますし、また、区の方になりますと、先ほども申し上げた、従来から申し上げているプライバシーの関係等のことで、問題をクリアせなあかん部分が出てくるのかなというふうには考えております。ただ、他の自治体では、自治会等への防犯灯設置に対する補助をされておられるところがありまして、あとは、滋賀県警の方でも地域見守りカメラということで、自治会にカメラを提供していただけるような事業もございますので、今後、町としても費用面等も含めて、来年度、実際に試験的にさせていただいて、その実績をもとに、また検討をしてまいりたいと思います。

最後に、防犯灯のことについてですが、防犯灯は前回もご説明というか、この議会で答弁させていただいたとおり、字間については町が、字の中は自治会がということで指定いただいております。それが全て町の方になりますと、今も議員おっしゃったように、一字でも何十万かの電気代がかかるということは、それ掛ける16になってきますので、それなりのお金が必要となってきます。それをするために、違う事業が削られることになるということも踏まえて、それでもおっしゃるならまた言うていただければと思いますので、よろしく願います。

今村議員 はい、再々質問。

河合議長 再々質問。どうぞ。

今村議員 やはり住民の安心・安全を守る、そういう町の仕事をどう位置づけるかの問題ですよね。字間でやってる町の防犯等でも、LED化されてるのはまだまだ少ないですよね。電気代も安くなるし、電気の取りかえの頻度も随分長くなるんですからね、まず、自分たちが設置した維持管理費をいかに安くするか、それと子どもたちの安心・安全、連れ去りとかいろいろあるんですよ。暗くなってきたり、いろいろなことで。そういう住民のためのことにも、積極的に支援していく、そういう姿勢を私は求めているんですが、LEDと、それから一般の蛍光灯とではどのぐらい維持管理費の違いがあるんですか。最後です。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、今村議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

町で管理している街路灯のLEDと、今までの蛍光灯の維持費の違いということでの質問でしたが、詳細には、今現在ちょっと資料を持ち合わせておりませんのでお答えはできません。ただし、町の管理している街路灯につきましては、

今の蛍光灯の街路灯が切れた場合は、全てLEDに変えての交換をさせていただいております。LEDにした方が電気代が安いって言うていただけるのはもっともですが、今現在問題なくついているものを、わざわざ費用をかけてLEDに変えるよりは、切れるまでは使い続けて、切れたときに変えた方が、より負担が少ないのではないかとということで、今はそういう運用をさせていただいているところです。

以上です。

今村議員 次行きます。まあ、前向きにお願いします。

河合議長 次、どうぞ。

今村議員 続きまして、改良住宅譲渡の早期完成へ、ということで、町長にお尋ねいたします。2023年度、令和4年末の譲渡率を各団地、地区内改良住宅に分けて説明を求めます。

次に、2023年度末の改良住宅全体の家賃収入見込額と、修繕費、支出額はいくらですか。そして、町が現時点で想定している譲渡可能戸数と譲渡不可戸数は何件かを答弁してください。

最後に、譲渡事業を終了するための町の基準を、関係住民の方々にはいつ説明をする予定か、答弁を求めます。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 それでは、今村議員の、改良住宅譲渡事業の早期完成へ、について、人権政策課からお答えいたします。

まず、2023年度末における譲渡率を、各団地、地区内改良住宅に分けて説明させていただきます。まず、長池団地26.5%、高野瀬団地44.2%、向台団地75%、三ツ池大町の地区内改良団地については譲渡実績はございません。

次に、2023年度末の改良住宅全体の家賃収入見込額と、修繕費、支出額ですが、今年1月末時点で、家賃収入見込額は742万3,030円でございます。修繕費支出額につきましては626万2,734円でございます。

次に、町が、想定している譲渡可能戸数と譲渡不可戸数ですが、譲渡可能戸数は69戸、不可戸数は50戸でございます。

次に、譲渡事業を終了するための町基準を、関係住民に説明する時期についてですが、昨年12月、議会で答弁したとおりでございます。

以上です。

河合議長 再質問はありますか。

今村議員 はい。

河合議長 どうぞ。

今村議員 今、課長の方から譲渡率、全体で半分ぐらいですかね。私が申し上げたいのは、もう豊郷は既に、この改良住宅建設に当たっても、補助金適化法の期限、ほとんどなくなっている、もうなくなったところとか、地域改善対策事業債も終わってますし、国の段階では、結構すんなりと町の判断でやれるところですよ。はっきり言って。これまでも、大野町政時代に、町営住宅に住んでおられる方に、特別分譲とって、町内の事業残地を分譲して家を建てた、そういう事業も行いました。だから、やる気さえあればやっていける事業だと思うんですよ。でも、ただ、相手が、今もう、関係住民の人たちの不安は、今後、譲渡金額は上がっていくんやろうか。でも、お金もないし、家賃も、こんな公営住宅並みに上がるんやろうか。いろんな不安をおっしゃるんです。でも私は、条件は悪くないよといつもお話をしているんです。だから、そういうことを払拭させるためには、町が積極的にそういうことを皆さんに公開していくという中で、もう、どうにもならない人はもう家賃で仕方がないじゃないですか。上がるかもしれないけど、もう、そうなるしかないんです。でも、町に返した人もいるわけですね、町が持っている空き家もあるわけですよ。そういうのはやっぱしもう、早くそういうことに手をつけてやっていく時期だと思うんですが、いかがでしょうか。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再質問に、お答えいたします。

この問題、過去2年ぐらい前から、ずっと議会のたびに聞いててくれはります。やる気がないのではないのでございます。その辺は真摯にご理解お願いしたいと思えます。当然、改良住宅につきましても、今現在、高齢者については約半分ぐらい。あと、生活弱者と呼ばれる方が20%ぐらいの比率でおられます。なかなか譲渡交渉に行っても首を縦に振ってくれる方がおられないのが現状でございますので、その辺、ご理解お願いしたいと思えます。

以上です。

河合議長 再々質問ありますか。

今村議員 その答弁はもうずっと聞いてきました。でも、だから譲渡は進まなくて、それで終わりにしたいっていう、そういう、やはりこの事業の、改良住宅事業の当初の目的からしたら、課長の意欲がちょっと違うんじゃないかなと思うんです。課長なんかはちゃんと自宅を建てられたからいいけど、あそこに住みたい人もいるわけですよ。家族と一緒に住んでいきたいという人もいるわけじゃないですか。自分はもう住まないから町に返すよって、返す人も今もいるわけですよ。なぜ

そんな状況で、家賃収入っていったって政策家賃やから安いですよ。修繕費はどうしたって、町営住宅ですから、町が大家さんだからしなきゃいけませんよね。そういうことを考えたら、やはり早く譲渡されたら、その人たちも自分の家だと思ったらそれなりに修繕していく人もいるし、ここからまた、子どもを呼び寄せと一緒に暮らしたいという人もいるし、すごくその発想が消極的過ぎるんですよ。その辺を、壁1枚のところでも、片側譲渡も今やってきているわけじゃないですか、だからその辺をもっと、うちなんか条件いいところですから、積極的に、私、課長に毎回毎回言うのは、そういうことをもっと念頭に考えていただいて、住民の皆さんもその方が、だんだんと暮らしは、いつまでも家賃が今のままじゃないってみんな思ってるんですよ。上がったならこれ以上、どうなるんやろうと、年金は少ないし、生活弱者とか言われるんじゃないですか、それは町が判断してるんでしょ、前も言いましたよね。でも、そうじゃない人も、実態は、買って自立して暮らしている人もいるわけやし、だからそこら辺は、もっと住民の皆さんに胸襟を開いて、そういう説明をしていっていただきたいなと思ってるんですが、その意欲について、新年度ではどう思っておられますか。最後です。

人権政策課長 議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再々質問にお答えいたします。

私も小学校1年生のときから、長池団地の1期の改良住宅に住まさせていただきました。高校生までそこで、現状、住んだ人間でございますので、誰よりも改良住宅の中に住んではる人の気持ちは分かっているつもりではございますので、その辺、ご理解願いたいと思います。

来年度、改良住宅予定者でございますけども、分離不可が3棟と、分離可能が4棟でございます。

以上です。

河合議長 次へ行ってください。

今村議員 次に行きます。

続きまして、停止中の大町区への町交付金支出問題を問うということで、町長にお尋ねいたします。地方自治体から自治会への各種補助金を支出する場合、法や条例に基づくものでなければなりません。そこで、豊郷町が令和2年から令和4年にかけて、大町区世話方に公金支出していることは、地方自治法、地方財政法、地方公務員法、町の財務規則等と照らして違法性が高いと考えます。伊藤町長は補助金支出の決裁権者ですけれども、どのような根拠で支出をしたのか答弁を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、10番今村議員の、停止中の大町区への町公金支出問題を問うのご質問についてお答えをします。

各自治会への補助金につきましては、各法令や例規をもとに、豊郷町補助金交付規則や、それぞれの補助金交付要綱に基づき、適切に支出しているところです。また、違法性についてということによっておられますが、臆測についてのご質問にはお答えしかねますので、よろしくお願いします。

以上です。

今村議員 はい。

河合議長 再質問、どうぞ。

今村議員 今、課長から憶測に対する質問は答えられないという答弁と、適切に執行しているという答弁をお聞きしましたので、それでは、これから事実即してちょっとお聞きしたいのですが、確かに豊郷町補助金等交付要綱というのがあって、町長が補助金を交付するための、交付の趣旨や定義、交付決定の手続を決めると、町長がそういう執行権者だというのはここにうたわれています。

そういった中で、この当該区に対して、豊郷町から補助金が支出をされておりますが、この中で特に、自治会に対する補助金の交付要綱、これを見ますと、町の補助対象団体、大字自治会を補助対象団体とする。これ、財務規則の中でそういうこともうたわれています。そして交付決定、交付申請に当たるのは、町の申請様式を見ると区長という、その地域で公正に選ばれた区長が申請をするという形の申請書を上げるとなっておりますが。ところが、これは、この令和2年度、大町区会計報告には、収入の部で町からの補助金収入は書かれておりません。また、令和3年度、大町区会計報告にも、区、町からの補助金の収入明細はありません。

ところが、先ほど課長が適正に支出していると言いましたが、令和2年度で、この区に対する交付金支出8件、総務課4件、住民生活課1件、保健体育課1件、社会教育課2件。令和3年、9件、人権政策課2件、総務課6件、住民生活課1件。そして令和4年、これは10月までですが、4件、人権政策課2件、総務課2件と、こういった総額で370万余のお金が出ておりますが、これは正当な支出だということを言われましたが、その正当な支出だという、法令に遵守して、また債権者が、大町世話方で、債権者で、区長は区長に支出をするって、申請を出すということになっているのに、区長いない字で出せたのはどういう根拠なのか。その辺は、町はやはり法令遵守でやらないきゃいけませんので、課長は適正に

法令遵守でやっているっておっしゃるのであれば、その根拠を示していただきたいと思います。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

大町区につきましては、令和2年7月10日付で、今後の補助金申請に係る要望書というものをいただいております。内容を、概略を申し上げますと、自治会が休止になった後、有志によって活動を再開するために、世話役として、今後大町区のために活動していくので、その世話役の名前で補助金申請を行うことについて許可を求めるといような趣旨の内容の要望書をいただいております。7名の連署、署名と押印をもっていただいております。それにつきまして庁内で検討しまして、町長の決裁を経まして、令和2年7月21日付、豊総第258号において、要望書の回答についてということで、公文書で、大町区の自治会再開に向けて活動されていることを認め、世話役代表による申請を認めますということで許可をしております。そういう手続を踏んでおりますことから、今回の事務については適正であるということをおし上げております。

また、余分になりますけども、同様の要望が下枝区からも出されておまして、下枝区にも、その旨了解する旨回答しておまして、同じような取扱いをさせていただいていることを申し添えます。

以上です。

今村議員 はい。

河合議長 再々質疑。

今村議員 そのことを受けまして、4点お聞きしたいと思います。

先ほど課長がおっしゃったのは、要望書が出され、有志が再開に向けて、7名の連署で、区をやっていくという形の要望書に対して、それは適正だと判断をされたという、町長が判断したんですね、町長名やから。

それですが、この大町世話方は、その地域で正当な選挙で選ばれた住民が信任した、そういう地位にある団体ですか。自治会というのは、やはりその地域に住んでいる住民が選挙で選んだ、役員と区長を選んで、町に、行政に申請する。そういう中で事業計画、予算決算も出していくということが、本来前提ですよ。でもそれは、その地域の世話役が有志でつくった、その団体が、その地域で正当な地位があるのか。そのことを町長にお答えしていただきたい。

次に、町は、この地域を自治会として存在を、活動を認めているんですか。そのことも町長に伺いたい。

3点目。町への補助金申請は、町の財務規則の支出負担伺書という命令書、全て、ここから出ているのは債権者が大町世話方で、支出は大町区長名で支出がされておりますが、世話方代表が区長をやっているということも、それで区として成り立っているということを示す法的根拠を説明してください。

そして、4点目です。4点目は、私が疑問に思ったのは、補助金をもらった限りはそこに住む住民の皆さんに、会計報告には町からこれだけ助成金来ましたよってというのは載るのが当たり前だと思うんです。区のために使ったというなら、でもそんなのは、全くその間出てこなかったことに対して、町は事業計画書、また予算決算書、支出負担行為の命令書には、合議もせなあかんし、当然会計管理者は、これが法令にちゃんと遵守しているか。また、債権者が本当に行政から見ても適正な債権者かということ審査せなあかんのですよ。そういうふうに、やはり厳正に、公金支出には厳しい決まりや手順があるんです。そのことを町長はどのように考えているのか。これ最後です。お答えください。

総務課長 議長。

河合議長 清水総務課長。

総務課長 それでは、再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、世話方について正当な団体であるのかというご質問でしたけれども、この世話方さんたちにつきましては、休止直前の区長さんから区長印等を引き渡されておられるということをもちまして、正当であると考えております。

それから、ちょっと1つ飛びますけど、世話方の法的根拠がということでしたけれども、世話方だけに限らず、本町におきましては、四十九院さんは認可地縁団体として法人格を持っておられますけれども、それ以外の他の字につきましては全部任意団体でございます。法的根拠は四十九院以外どこの字にもないと。ということで、今根拠を示せとおっしゃいますが、そういうことは不可能であります。

ただ、今回、自治会としてどうなのかということですが、本来、自治会として選挙をしていただいて、区長を選んでいただいて、地域のためにいろいろお世話をしていただくのが、本町としても一番ありがたいとは考えておりますが、一方で、必ず選挙をしなければならないのかといいますと、私も町内では、全て選挙が行われていると承知しておりますが、他の都道府県等に行きますと、選挙を経ない自治会もありますし、逆に言うと、何十年も1人の方が区長をしておられる自治会等もあります。それは自治会のあり方それぞれについて、自分たちで決めていただく、まさに自治や、というふうに考えておりますので、他の字の人間がその字のやり方について、どうこう口出しするのはいかなものか

と考えております。

また、最後に会計報告についてですけれども、昨今、役員さんの事務の負担が多くて役員のなり手がなくなるとか、いろいろあります。そういう中で、その字の中で、字のルールで、それでいいと言われるならば、町としては、町に出されている実績報告が、きちんと書類をつくっていただいておりますので、それ以上のことにつきまして町がとやかく言うことではないというふうに考えております。

以上にしておきます。

河合議長

ちょっと、私の独り言であります、少しの間、聞いてください。

これまで、区長、副区長などの役員を経験されている方なら当然ご承知だと思います。ここの議場の中にも当然、現職と区長、役員された方、多々おられます。

補助金、助成金というものは、対象事業等を申請してから、町からの、今、今村議員がおっしゃった交付決定を受けなければなりません。実績報告書も当然、提出した後、町の交付確定がなければ執行されません。しかし、大町区を自らの意思で抜けたある者は、ある者の名前を使い、なりふり構わず書き込みチラシをばらまくといった、逆恨みの行為はいいかげんにしてほしい。

現在、この活動を停止しているのは、今、担当課長が言いました大町区だけではありません、下枝区も同様でやっておられます。これは、行政は、区長印がなければ申請ができないと、私たちも申請しましたが、世話役で出しようたら、いや、これは、行政は区長印がなければならぬということであって、前役員さんから区長印を預かりました。この大町世話方は、皆さんの総会の同意を得てやっております。参加する、しないは個々の勝手です。聞いてください。あなた方チラシを持ってるでしょ、私が持参したもんが。あんだけの人が来てくれるんですよ、42名の方が。それで、今現在、区の活動を縮小している区もあると思いますが、これまでの一連のチラシによって、関係者及び主導している者が自ら証言したようなものであります。今日、現実を浴びました。

このことによって、当人だけではすまわず、その家族の思いを考えたことがあるんじゃないでしょうか、この方たちは。逆の立場なら、どう思うかは火を見るよりも明らかではないでしょうか。まして、大町区のためと一生懸命に、現在活動されている世話方の皆様を愚弄し、大町の区民の皆様を冒とくすることに対して、私は許すことはできません。自身の誇りに問いかけてほしいものであります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後2時23分 散会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和5年3月1日

豊郷町議会議長

議 員

議 員